

第二章 議会の組織及び選挙

第一節 組織の概要

地方公共団体の議会の設置、組織及び運営は、地方自治法に基づいてい

る。県議会の組織は、議員の中から選挙で選ばれた議長と副議長のもとに、議会意思の最終決定をする本会議と専門的に審査を行う委員会とに大別される。

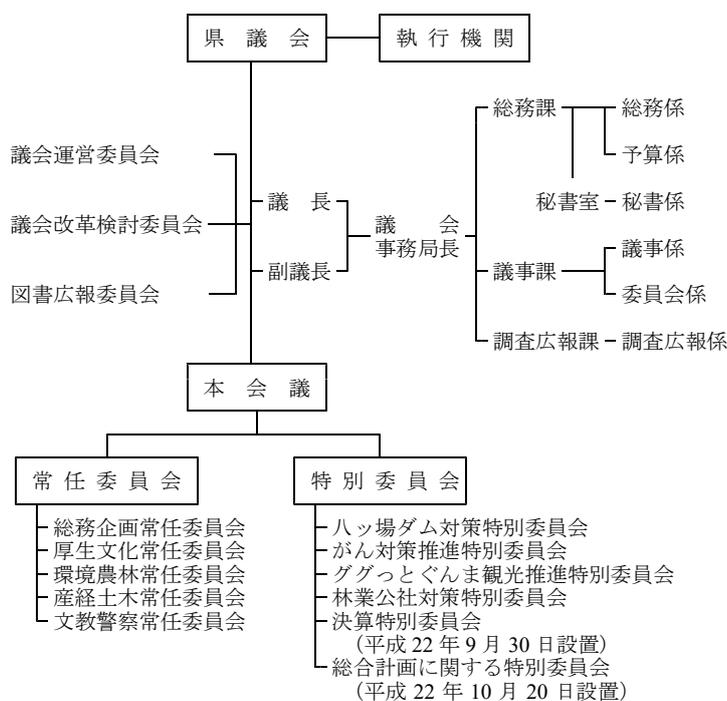
委員会は、さらに常任委員会と特別委員会に分かれる。常任委員会は、その所管に属する事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。(下図参照)

組織の基本となる県議会議員の定数は、平成十一年の地方分権一括法の制定による地方自治法の改正により、法の規定により人口に応じて決定される「法定定数制度」から、条例により定数を定める「条例定数制度」に改められた。

その後、十三年六月定例会において、群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成十三年条例第三十七号)が制定され、議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数が見直された。

十一年四月の選挙の定数は五十七人であったが、十五年四月の選挙で五十六人、十九年四月の選挙からは五十人と、人口減少に伴い減じている。

群馬県議会構成図 (平成22年度)



○歴代県議会議長・副議長

平成十一年五月から平成二十三年三月まで、議長十二人、副議長十二人が誕生した。(出身地は就任時の市町村名)

議長			副議長			
就任年月日	代	氏名	出身地	就任年月日	氏名	出身地
平成一一・五・一九	七三	大林 喬任	北群馬郡吉岡町	平成一一・五・一九	金田 賢司	佐波郡玉村町
平成一二・五・三〇	七四	菅野 義章	前橋市	平成一二・五・三〇	矢口 昇	邑楽郡板倉町
平成一三・五・二九	七五	山口 清	藤岡市	平成一三・五・二九	中村 紀雄	前橋市
平成一四・五・三一	七六	岩井 賢太郎	富岡市	平成一四・五・三一	時吉 敏郎	高崎市
平成一五・五・二〇	七七	高木 政夫	前橋市	平成一五・五・二〇	秋山 一男	太田市
平成一五・一一・一五	七八	矢口 昇	邑楽郡板倉町	平成一六・五・三一	原 富夫	佐波郡境町
平成一七・五・三一	七九	中村 紀雄	前橋市	平成一七・五・三一	中沢 丈一	前橋市
平成一八・五・三〇	八〇	大澤 正明	太田市	平成一八・五・三〇	関根 圀男	高崎市
平成一九・五・二二	八一	中沢 丈一	前橋市	平成一九・五・二二	五十嵐 清隆	伊勢崎市
平成二〇・五・二九	八二	腰塚 誠	桐生市	平成二〇・五・二九	小野里 光敏	利根郡みなかみ町
平成二一・五・二七	八三	原富 夫	伊勢崎市	平成二一・五・二七	金田 克次	太田市
平成二二・五・二七	八四	関根 圀男	高崎市	平成二二・五・二七	松本 耕司	館林市

第一項 議会の諸規定

平成十一年四月から平成二十三年三月までの期間における議会関連の主な条例、規則、規定等の制定、改廃の状況は次のとおりである。

一 議会改革・議会運営に関するもの

地方自治制度は、議事機関としての議会と執行機関としての長を、ともに住民の代表とする二元代表制をとり、双方が独立して機能を発揮することにより、民意を十分に反映させる仕組みとなっている。

平成十二年四月に地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度が廃止されたことに伴い、地方自治体の執行機関の自己決定権が拡大し、その権限は大きなものとなっている。これに対して、議会としても、その役割である「立法機能」及び執行機関に対する「監視機能」の強化を図り、分権時代に適合した議会へと改革を推進することが求められている。

こうした課題に対応するため、全国都道府県議会議長会において、地方自治法の改正を含めた議会制度の抜本的改革案の検討が進められる中、本県議会においても、早急に議会改革の検討を行うこととし、そのために議会運営委員会の諮問機関として、議会改革検討委員会が設置された。

議会運営委員会からの諮問を受けて議会改革検討委員会は、平成十七年六月一〇日に「議会改革検討委員会のあり方について」を決定し、◇本会議のあり方◇委員会のあり方◇県行政執行並びに計画に対する議会の関与のあり方◇その他（議会運営に係る管理・経費の検討等）を検討課題（項目）とした。

二 議会事務局に関するもの

期間中、群馬県議会事務局の組織及び定数に関する条例（昭和五十二年三月十八日条例第七号）は二回、群馬県議会事務局の組織等に関する規程（昭和五十二年七月二十九日議会訓令甲第一号）は十三回の改正を行った。

三 図書館運営に関するもの

群馬県議会図書室運営規程（昭和五十一年七月九日議会訓令甲第四号）は、平成十五年四月に題名を群馬県議会図書室運営及び議会広報の取扱いに関する規程に改められた。

群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区に
 ついて選挙すべき議員の数に関する条例

(平成十三年六月十五日条例第三十七号)

(議員の定数)

第一条 群馬県の議会の議員の定数は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第三項の規定により五十人とする。

(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)

第二条 群馬県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第一項、第三項及び第八項の規定により、次のとおりとする。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
北群馬郡	北群馬郡	一人
多野郡	多野郡	一人
甘楽郡	甘楽郡	一人
吾妻郡	吾妻郡	二人
利根郡	利根郡	一人
佐波郡	佐波郡	一人
邑楽郡	邑楽郡	三人
前橋市	前橋市	八人
高崎市	高崎市	八人
桐生市	桐生市	三人
伊勢崎市	伊勢崎市	五人

太田市	太田市	五人
沼田市	沼田市	一人
館林市	館林市	二人
渋川市	渋川市	二人
藤岡市	藤岡市	二人
富岡市	富岡市	一人
安中市	安中市	二人
みどり市	みどり市	一人

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

(群馬県議会議員定数条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 群馬県議会議員定数条例(昭和五十七年群馬県条例第二十五号)

二 群馬県議会議員配当条例(昭和三十三年群馬県条例第三十六号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日から平成十四年十二月三十一日までにおける第一条の規定の適用については、同条中「第九十条第一項」とあるのは、「第九十条第三項」とする。

附 則 (平成十八年三月十日条例第四号)

この条例中第一条の規定は平成十八年三月二十七日から、第二条の規定は同日以後最初に行われる一般選挙から施行する。

附 則 (平成十八年六月二十日条例第四十五号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月二十七日条例第十六号)

この条例は、平成二十一年五月五日から施行する。(後略)

附 則 (平成二十一年十二月二十五日条例第一百号)

この条例は、次の一般選挙から施行する。

群馬県定例会議会の回数を定める条例

(昭和三十一年九月二十九日条例第三十三号)

県議会の定例会の回数は、年四回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県議会会議規則

(昭和三十一年九月十七日群馬県議会規則第一号)

第一章 総則

(参集)

第一条 議員は、招集日の開議定刻前の議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第二条 議員は、疾病、出産その他事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
(連絡所の届出)

第三条 議員は、連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第四条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第五条 会期は、おおむね次の通りとし、会期の初めに議会の議決で定める。

一 通常予算を審議する定例会は三十日、その他の定例会は二十日

二 臨時会は三日

2 会期は、招集日から起算する。

(会期の延長)

第六条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第七条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第八条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第九条 会議時間は、午前十時から午後五時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上又は延長することができる。

2 会議時間の繰上又は延長の動議については、議長は、討論を用いない

で、会議にはかつて決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第十条 群馬県の休日定める条例(平成元年群馬県条例第十六号)第一条第一項に規定する休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の閉閉)

第十一条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第十二条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中、定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第十三条 法第百十三条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在す

る議員、又は(議員の住所(第三条(連絡所の届出))の規定による届出をした者にあつては、当該届出の連絡所)に文書又は口頭をもつて行う。

第二章 議案及び動議

(議案の提出)

第十四条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては、三人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもつて、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第十五条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第十六条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に二人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第十七条 修正の動議は、その案をそなえ、法第百十五条の二の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、三人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第十八条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員三人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第十九条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならぬ。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならぬ。

2 前項の許可を求めようとするときは提出者から文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第三章 議事日程

(日程の作成及び配付)

第二十条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第二十一条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第二十二条 議長は、必要があると認めるときは、会議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その会議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第二十三条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第二十四条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いずに会議にはかつて延会することができる。

第四章 選挙

(選挙の宣告)

第二十五条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第二十六条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第二十七条 投票による選挙を行うときは、議長は、第二十五条の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第二十八条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第二十九条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第三十条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確か

め、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第三十一条 議長は、開票を宣告した後、三人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第三十二条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第三十三条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかつて決める。

(選挙関係書類の保存)

第三十四条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とあわせてこれを保存しなければならない。

第五章 議事

(議題の宣告)

第三十五条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第三十六条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員三人以上から異議があるときは、討論を用い不得で会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第三十七条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職

員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第三十八条 会議に付する事件は、第九十条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

3 提出者の説明又は委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第三十九条 委員会に付託した事件は、第七十六条(委員会報告書)の規定による報告書の提出をまつて議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第四十条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者で第七十五条第二項(少数意見の留保)の手續を行つた者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が二個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 第一項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し、若しくは朗読したときは、省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第四十一条 委員長の報告及び少数意見の報告が終了するとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第四十二条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができ、修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第四十三条 議長は、前条の質疑が終了したときは討論に付し、その終了の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第四十四条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第四十五条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限内に審査又は調査を終ることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前二項の期限までに審査又は調査が終わらなかつたときは、その事件は、第三十九条の規定にかかわらず、議会において審査することができる。

(委員会の中間報告)

第四十六条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第四十七条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第四十八条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第六章 発言

(発言の許可等)

第四十九条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡易な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 議長は、議長で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告等)

第五十条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。たゞし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者がすべて発言を終つた場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については、反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 第一項たゞし書の規定により発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を求めなければならない。

4 発言の順序は、議長が定める。

5 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当つても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(討論の方法)

第五十一条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第五十二条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。たゞし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第五十三条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

第五十四条 削除

(発言時間の制限)

第五十五条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員六人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議事進行に関する発言)

第五十六条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第五十七条 延会、中止又は休憩のため、発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第五十八条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

3 賛否各二人以上の発言があつた後、又は甲方が二人以上発言して乙方に発言の要求者がないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。

4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第五十九条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。たゞし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第六十条 議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第六十一条 緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかゝらず、議会の同意を得て質問することができる。

この場合における議会の同意については、討論を用いない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止

しなければならない。

(準用規定)

第六十二条 質問については、第五十八条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第六十三条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第七章 委員会

(議長への通知)

第六十四条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第六十五条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第六十六条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第六十七条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。委員でない議員から発言の申出があつたときも、また同様とする。

(委員の議案修正)

第六十八条 委員は、修正案を發議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第六十九条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第七十条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第七十一条 委員会は、法第百条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第七十二条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第百九条の二第四項の調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第七十三条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第七十四条 委員会が閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

ない。

(少数意見の留保)

第七十五条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他出席委員一人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者が、その意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第七十六条 委員会が事件の審査又は調査を終つたときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

第八章 表決

(表決問題の宣告)

第七十七条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第七十八条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第七十九条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第八十条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員十五人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票

で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第八十一条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員十五人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第八十二条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第八十三条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第八十四条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十七条(議場の出入口閉鎖)、第二十八条(投票用紙の配布及び

投票箱の点検)、第二十九条(投票)、第三十条(投票の終了)、第三十一条(開票及び投票の効力)、第三十二条第一項(選挙結果の報告)、第三十三条(選挙に関する疑義)及び第三十四条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第八十五条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第八十六条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員二人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第八十七条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員三人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第九章 請願

(請願書の記載事項等)

第八十八条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

(請願文書表)

第八十九条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と同一議員の紹介による数件の内容

同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第九十条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会若しくは議会運営委員会に付託する必要がないと認めるとき又は特別委員会に付託することが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第九十一条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第九十二条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

一 採択すべきもの

二 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、知事その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第九十三条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第十章 秘密会

(指定者以外の退場)

第九十四条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

2 委員会において、秘密会を開くときは、前項の例による。

(秘密の保持)

第九十五条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第十一章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第九十六条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議にはかつてその許可を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第九十七条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について準用する。
(資格決定の要求)

第九十八条 法第二百二十七条第一項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書類とともに議長に

提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第九十九条 前条の要求については、議会は、第三十八条第三項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）の規定にかかわらず委員会の付託を省略して決定することができる。

(決定の通知)

第一百条 被選挙権の有無を決定したときは、議長は、その結果を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に通知しなければならない。

第十二章 規律

(品位の尊重)

第一百一条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第一百二条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第一百三条 何人も会議中は、みだりに発言し騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第一百四条 議員は会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第一百五条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第一百六条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第七百七条 何人も議長の許可がなければ、演壇に登つてはならない。

(議長の秩序保持権)

第七百八条 法令又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

第十三章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第七百九条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第九十五条第二項(秘密の保持)の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第七百十条 懲罰については、議会は、第三十八条第三項(議案等の説明、質疑及び委員会付託)の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第七百十一条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をしてかわつて弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第七百十二条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(出席停止の期間)

第七百十三条 出席停止は、五日をこえることができない。ただし、数個の

懲罰事犯が併発した場合、又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第七百十四条 出席を停止された者が、その期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

第七百十五条 削除

(懲罰の宣告)

第七百十六条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第十四章 会議録

(会議録の記載事項)

第七百十七条 会議録に記載する事項は、次の通りとする。

- 一 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- 二 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- 三 出席及び欠席議員の氏名
- 四 職務のため議場に出席した事務局職員の名
- 五 説明のため出席した者の職氏名
- 六 議事日程
- 七 議長の諸報告
- 八 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- 九 委員会報告書及び少数意見報告書
- 十 会議に付した事件
- 十一 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

十二 選挙の経過

十三 議事の経過

十四 記名投票における賛否の氏名

十五 その他議長又は議会において必要と認められた事項

(会議録の配布)

第一百八条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第一百九条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第六十三条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名者)

第二百十条 会議録に署名する議員は、三人とし、議長が会議において指名する。

第十五章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第二百十一条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長又は協議等の場において別に定める。

第十六章 議員の派遣

(議員の派遣)

第二百十二条 法第百条第十三項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない場合には、議長において議員の派遣を決定することができ

る。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第十七章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第二百十三条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし異議があるときは、会議にはかつて決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十二年三月二十八日議会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年六月十九日議会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年五月一日議会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年十一月一日議会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年六月二十七日議会規則第一号)

この規則は、平成三年六月二十八日から施行する。

附 則 (平成十一年五月十九日議会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年三月十三日議会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年六月二十日議会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月十六日議会規則第一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年九月十八日議会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日議会規則第一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表(第二百一十一条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
各党(会)派 世話人会	改選時における議会 運営委員会が設置 されるまでの間の 議会の運営に関す る協議または調整	改選前の代表者会 議で、構成員を選 出ことが決定され た党(会)派から選 出された議員	議会事務 局長
代表者会議	議会の運営に関す る党(会) 派間の 協議又は調整	議長、副議長、議 会運営委員会の委 員長及び議会運営 委員会が定めると ころにより交渉団 体として認められ た党(会) 派(以 下「交渉団体」と いう。)から選出さ れた議員	議長

全員協議会	議案の審査又は議 会の運営に関する 議員全体の協議又 は調整	全議員	議長
正副委員長 会議	委員会における議 案の審査又は委員 会の運営に関する 協議又は調整	議長、副議長並び に常任委員会、議 会運営委員会及び 特別委員会の委員 長及び副委員長	議長
図書広報委 員会	群馬県議会図書室 の運営及び議会広 報に関する協議	議長が議会運営委 員会にはかつて指 名した議員	委員長
議会改革検 討委員会	議会運営委員会の 諮問に基づく、議 会の機能強化、運 営の改善その他議 会の改革に必要な 事項に関する協議	交渉団体から選出 された議員	委員長

群馬県議会委員会条例

(昭和三十一年九月二十五日 条例第三十号)

(常任委員会の設置)

第一条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第二条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、別表の通りとする。

(常任委員の任期)

第三条 常任委員の任期は、一年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第三条の二 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、十三人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(特別委員会の設置)

第四条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第五条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が

変更することができる。

3 第一項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第三条第二項の例による。

(委員長及び副委員長)

第六条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長一人を置く。ただし、議会において必要があると認めるときは、特別委員会に限り、副委員長二人を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長とにもないときの互選)

第七条 委員長及び副委員長がとにもないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理、秩序保持権)

第八条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第九条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第十条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならぬ。

(委員の辞任)

第十一条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。

(招集)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第十三条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十五条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第十四条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、

委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第十五条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件については、その議事に參與することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、會議に出席し、発言することができる。

(委員会の公開)

第十六条 委員会は、これを公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に關し必要な事項は、議長が規則で定める。

(秘密会)

第十七条 前条第一項の規定にかかわらず、委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

(出席説明の要求)

第十八条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならぬ。

(議事妨害及び離席の禁止)

第十九条 何人も會議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、會議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に關する措置)

第二十条 委員会において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)會議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めると

きは、委員会を閉じ、又は中止することができない。

(公聴会開催の手続)

第二十一条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならぬ。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第二十二条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらからじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならぬ。

(公述人の決定)

第二十三条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第二十四条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第二十五条 委員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十六条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第二十六条の二 委員会が、参考人の出席を求めるときは、議長を経なければならぬ。

2 前項の場合において、議長は、参考人に対する日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。

(記録)

第二十七条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 群馬県議会委員会条例の特例に関する条例(昭和三十一年群馬県条例

第二十六号)は廃止する。

附 則 (昭和三十一年九月二十八日条例第三十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十二年三月五日条例第二号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年一月十九日から適用する。

附 則 (昭和三十三年十月六日条例第四十九号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日から適用する。

附 則 (昭和三十七年四月二十七日条例第三十四号)

この条例は、昭和三十七年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四十年三月三十一日条例第二十三号)

この条例は、群馬県設置条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四十年五月十一日条例第四十二号)

この条例は、昭和四十年五月十四日から施行する。

附 則 (昭和四十六年三月十九日条例第三十二号)

この条例は、群馬県設置条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年五月二十五日条例第三十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十年三月十七日条例第十九号)

この条例は、昭和五十年四月三十日から施行する。

附 則 (昭和五十三年三月三十一日条例第二十三号)

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十四年三月十九日条例第二十七号)

この条例は、昭和五十四年四月三十日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月十八日条例第十七号)

この条例は、昭和五十八年四月三十日から施行する。

附 則 (平成三年六月二十七日条例第二十八号)

この条例は、平成三年六月二十八日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十六日条例第二十七号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月三十日条例第三十号)

この条例は、平成九年六月三日から施行する。

附 則 (平成十一年十月一日条例第三十一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年三月十七日条例第四十七号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定(「十人」を「九人」に改める部分に限る。)は、平成十五年四月三十日から施行する。

附 則 (平成十六年三月二十四日条例第四十二号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の群馬県議会委員会条例の規定により置かれた常任委員会は、その委員の任期中は、改正後の群馬県議会委員会条例の規定により置かれたものとみなし、その所管は、次の表の上欄に掲げる常任委員会の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

名称	所管事項
総務常任委員会	一 総務局の所管に関する事項 二 企画分野に関する事項 三 保健・福祉・食品局の所管に関する事項（食品安全に関する事項に限る。） 四 出納局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に関する事項 五 他の常任委員会の所管に属しない事項
保健福祉常任委員会	一 保健・福祉・食品局の所管に関する事項（食品安全に関する事項を除く。） 二 病院局の所管に関する事項
環境土木常任委員会	一 環境・森林局の所管に関する事項（森林に関する事項を除く。） 二 県土整備局の所管に関する事項 三 収用委員会の所管に関する事項
農林常任委員会	一 農業局の所管に関する事項 二 環境・森林局の所管に関する事項（森林に関する事項に限る。） 三 内水面漁場管理委員会の所管に関する事項
産業経済常任委員会	一 産業経済局の所管に関する事項

文教治安常任委員会	二 地方労働委員会の所管に関する事項 三 企業局の所管に関する事項
	一 教育委員会の所管に関する事項 二 公安委員会及び警察本部の所管に関する事項

- 附 則（平成十六年十二月二十四日条例第七十五号）
 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。
- 附 則（平成十八年五月二十九日条例第四十二号）
 この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成十九年三月十六日条例第四十二号）
 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則（平成十九年五月二十三日条例第四十四号）
 この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成十九年十月二十六日条例第七十号）
 この条例は、平成十九年十一月一日から施行する。
- 附 則（平成二十年三月二十七日条例第二十二号）
 （施行期日）
 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
 （経過措置）
 2 この条例の施行の際現に改正前の群馬県議会委員会条例の規定により置かれた総務常任委員会及び健康福祉常任委員会は、その委員の任期中は改正後の群馬県議会委員会条例の規定により置かれたものとみなし、その所管は、次の表の上欄に掲げる常任委員会の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

名称	総務常任委員会	所管事項	一 総務部の所管に関する事項 二 企画部の所管に関する事項 三 会計局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に関する事項 四 他の常任委員会の所管に属しない事項
健康福祉常任委員会		一 生活文化部の所管に関する事項 二 健康福祉部の所管に関する事項 三 病院局の所管に関する事項	

附 則（平成二十一年五月二十六日条例第四十七号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に、改正前の群馬県議会委員会条例の規定により置かれている常任委員会は、付託を受けている議案が議会で議決されるまでの間、存続するものとする。

別表（第二条関係）

名称	総務企画常任委員会	定数	十人	所管事項	一 総務部の所管に関する事項 二 企画部の所管に関する事項 三 会計局、企業局、選挙管理委員会、人
----	-----------	----	----	------	---

厚生文化常任委員会	十人	一 生活文化部の所管に関する事項 二 健康福祉部の所管に関する事項 三 病院局の所管に関する事項	事委員会及び監査委員の所管に関する事項 四 他の常任委員会の所管に属しない事項
環境農林常任委員会	十人	一 環境森林部の所管に関する事項 二 農政部の所管に関する事項 三 内水面漁場管理委員会の所管に関する事項	
産経土木常任委員会	十人	一 産業経済部の所管に関する事項 二 県土整備部の所管に関する事項 三 労働委員会及び収用委員会の所管に関する事項	
文教警察常任委員会	十人	一 教育委員会の所管に関する事項 二 公安委員会及び警察本部の所管に関する事項	

群馬県議会傍聴規則

(昭和三十七年五月一日 議会規則第一号)

(この規則の目的)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百十条第三項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人)

第一条の二 傍聴人とは、傍聴券又は傍聴証(以下「傍聴券等」という。)の交付を受け、会議を傍聴しようとする者をいう。

(傍聴席)

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とし、必要に応じて特別席を設けるものとする。

2 一般席は、座席と立席に分ける。

3 特別席は、群馬県議会の賓客又は退職県議会議員記章はい用者が会議を傍聴する場合に使用する。

(傍聴人の定員)

第三条 一般席の傍聴人の定員は、座席百九十人及び立席百人とする。

(傍聴券等の種類)

第三条の二 傍聴券等の種類は、次のとおりとする。

一 一般傍聴券(別記様式第一号)

二 特別傍聴券(別記様式第二号)

三 傍聴証(別記様式第三号)

(傍聴券等の交付)

第四条 会議を傍聴しようとする者は、次の各号に掲げる傍聴券等の種類の区分に応じ、当該各号に掲げるとおり傍聴券等の交付を受けなければならない。

一 一般傍聴券 会議当日午前九時から、傍聴人受付で先着順に一人につき一枚を交付する。

二 特別傍聴券 会議当日議長を通じて第二条第三項に規定する者に交付する。

三 傍聴証 報道関係者及び群馬県職員で議長が特に必要があると認められたものに交付する。

(傍聴券等の有効期間)

第五条 傍聴券等の有効期間は、次のとおりとする。

一 一般傍聴券及び特別傍聴券 傍聴券に記載された日

二 傍聴証 傍聴証に記載された会期

(一般傍聴券への記入)

第六条 一般傍聴券の交付を受けた者は、一般傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。ただし、二十人以上の団体は、代表者の氏名及び住所並びに傍聴者全員の氏名及び住所の記載された一覧表の提出に代えることができる。

第七条 削除

(傍聴人の入場)

第八条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で、傍聴券等を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第九条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券等を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第十条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第十一条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒、杖その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり垂れ幕又はかさの類を携帯している者
- 三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク又は映写機の類を携帯している者
- 五 録音機、写真機又は撮影機の類を携帯している者。ただし、第十四条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- 六 パソコン等のOA機器類を携帯している者
- 七 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- 八 下駄又は木製サンダルの類をはいている者
- 九 酒気を帯びていると認められる者
- 十 異様な服装をしている者

十一 その他議事を妨害することが予測される顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第一号から第七号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることがある。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することがある。

(傍聴人の守るべき事項)

第十三条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - 二 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - 三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - 四 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
 - 五 携帯電話、ポケットベル等の通信機器類は電源を切ること。
 - 六 飲食又は喫煙をしないこと。
 - 七 みだりに席を離れないこと。
 - 八 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - 九 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)
- 第十四条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等を

してはならない。ただし、特に議長長の許可を得た者は、この限りでない。
(係員の指示)

第十五条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第十六条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることがある。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 群馬県会傍聴人取締規則(大正四年十二月二十一日議定)は、廃止する。

附 則 (昭和四十五年五月八日議会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年九月十一日議会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年三月二十九日議会規則第一号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年九月二十七日議会規則第二号)

この規則は、平成十一年九月二十八日から施行する。

附 則 (平成十六年九月二十四日議会規則第一号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県議会傍聴規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

別記様式第1号(第3条の2関係)

(表)

年 月 日	No.
一般傍聴券	傍聴人
群馬県議会	住所 氏名

(裏)

「傍聴される方へ」

- この券は、記載された日に限り有効です。
- この券に住所、氏名を記入してください。
- この券をお持ちの方は、一般席に入ることができます。
- 傍聴席に入場するときは、指定の入口でこの券を係員に提示してください。
- 係員からこの券の提示を求められたときは、提示してください。
- 傍聴席から退場するときは、この券を返還してください。
- 傍聴人は、議場に入ることができません。

八 傍聴席では、静粛にし、次の事項を守ってください。

1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と
可否
を表明しないこと。

2 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

3 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメ
ツト
類を着用し、又は張り紙、旗若しくは垂れ幕の類を掲げ
る等示威
的行為をしないこと。

4 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病
氣そ
の他の理由により議長の許可を得たときは、この限りで
ない。

5 携帯電話、ポケットベル等の通信機器類は電源を切ること。

6 飲食又は喫煙をしないこと。

7 みだりに席を離れないこと。

8 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

9 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行
為を
しないこと。

九 傍聴席において写真撮影又は録音等は禁止されています。

十 議長が退場を命じたときは、速やかに退場してください。

十一 群馬県議会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。

別記様式第2号(第3条の2関係)

(表)

No.	年 月 日	住所
	特別傍聴券	氏名
	群馬県議会	

(裏)

一 この券は、記載された日に限り有効です。

二 この券をお持ちの方は、特別席に入ることができます。

三 傍聴席に入場するときは、指定の入口でこの券を係員に提示してくだ
さい。

四 係員からこの券の提示を求められたときは、提示してください。

五 傍聴席から退場するときは、この券を返還してください。

六 いかなる理由があっても議場に入ることができません。

七 群馬県議会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。

群馬県議会委員会傍聴規則

（平成十一年十月一日 議会規則第三号）

（表）

所属	帯用者住所 氏名
群馬県議会	傍聴証

（裏）

- 一 この証を所持する者は、係員にこの証を提示し、その指示する席に着くことができる。
- 二 この証を所持する者は、群馬県議会傍聴規則を守らなければならない。
- 三 この証を所持する者は係員からこの証の提示を求められたときは、提示しなければならない。
- 四 この証を所持する者は、他人にこの証を貸与してはならない。
- 五 この証を所持する者は、この証の提示を拒み、又は群馬県議会傍聴規則に違反したときはこの証を係員が取上げ返還しないことがある。
- 六 この証を破損し、若しくは紛失した者は、速やかに交付を受けた県議会事務局総務課へ届け出なければならない。
- 七 この証を所持する者は、当該会期が終わったときは、これを県議会事務局総務課へ返還しなければならない。

（趣旨）

第一条 この規則は、群馬県議会委員会条例（昭和三十一年群馬県条例第三十号。以下「条例」という。）第十六条第三項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用除外）

第一条の二 この規則の規定は、議員については、適用しない。

（傍聴人の定員）

第二条 委員会の傍聴人の定員は、報道関係者を除き別表のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、委員長がその都度、委員会に諮って決める。

（傍聴券の交付等）

第三条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴券（別記様式第一号）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、一人につき一枚とし、委員会の当日午前八時三十分以降委員会傍聴受付で必要事項を記載した委員会傍聴申出書（別記様式第二号）を提出した者に対し、先着順に交付する。

3 傍聴券の有効期間は、傍聴券に記載された日とする。

第四条 削除

（傍聴人の入場等）

第五条 傍聴人は、係員の指示に従い静粛に委員会室に入場しなければならない。

2 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴人の退場)

第六条 傍聴人は、委員長が秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴券の返還)

第六条の二 傍聴人は、傍聴を終えたときは、傍聴券を返還しなければならない。

(準用)

第七条 群馬県議会傍聴規則（昭和三十七年群馬県議会規則第一号）第十二条から第十六条までの規定は、委員会の傍聴人に準用する。この場合において、これらの規定中「議長」とあるのは「委員長」と、「議長」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

(委任)

第八条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年五月二十九日議会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

委員会	定員
常任委員会	五人
議会運営委員会	五人
特別委員会	五人

別記様式第一号（第三条関係）

(表)

No.	
	委員会傍聴券
	年 月 日
	委員会
	群馬県議会

(裏)

「傍聴される方へ」

- 1 この券は、記載された日に限り有効です。
- 2 傍聴席に入場するときは、指定の入口から入場してください。
- 3 係員からこの券の提示を求められたときは、提示してください。
- 4 傍聴席では、静粛にし、次の事項を守ってください。
 - (1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメット類を着用し、又は張り紙、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長長の許可を得たときは、この限りでない。
 - (5) 携帯電話、ポケットベル等の通信機器類は電源を切ること。
 - (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (7) みだりに席を離れないこと。
 - (8) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (9) その他委員会室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 傍聴席において写真撮影又は録音等は禁止されています。
- 6 委員長が退場を命じたときは、速やかに退場してください。
- 7 群馬県議会委員会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。

別記様式第2号 (第3条関係)

委員会傍聴申出書

年 月 日

委員長 あて

住 所
氏 名
電 話 番 号

次のとおり委員会を傍聴したいので、申し出ます。

定例会等の名称	年 月 定例会・臨時会
委員会名	常任・議会運営・特別委員会
期 日	年 月 日

委員長	事 務 局			受付番号	受付印
	議事課長	議事課次長	担当書記		

別記様式第二号 (第三条関係)

議会運営委員会に関する申合せ

(平成十九年五月七日各党(会)派世話人会申合せ)

一 審査、調査事項について

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)百九条の二第四項で規定する委員会の審査、調査事項は、次のとおりとする。

- (一) 定例会・臨時会の開催に関する事。
- (二) 会期に関する事。
- (三) 議事日程に関する事。
- (四) 会議における議事進行に関する事。
- (五) 会議における質問者の数、時間及び順序並びに緊急質問に関する事。

(六) 委員その他役員各党派又は党派(以下「党(会)派」という。)の割り振りに関する事。

(七) 議案及び動議に関する事。

(八) 常任委員会の調査に関する事。

(九) 特別委員会の設置及び廃止に関する事。

(十) 特殊の請願及び陳情に関する事。

(十一) 議会及び議員に関する条例、規則等に関する事。

(十二) 議長の諮問に関する事。

(十三) その他議会運営上必要とする事項に関する事。

二 交渉団体について

交渉団体となろうとする党(会)派は、議員二人以上の連署をもつて議長にその旨を届け出ること。

三 委員会の構成について

- 1 委員会は、交渉団体から選出する委員をもって充てる。
- 2 委員の選出割合は、自由民主党八人、フォーラム群馬一人、スクラム群馬一人、民主党改革クラブ一人、爽風一人、公明党一人とすること。
- 4 オブザーバーについて
- 1 交渉団体でない党(会)派のうち、代表者一人がオブザーバーとして委員会に出席することができる。
- 2 オブザーバーは、委員の発言が終わった後において委員長長の許可を得て発言することができる。
- 5 議長、副議長の発言権について
- 議長及び副議長は、委員会に出席し意見を述べることができる。
- 6 前各項目に定めるもののほか必要な事項は、その都度委員会で定める。

常任委員割当ての原則

(平成十九年五月七日各党(会)派世話人会確認)

- 一 委員の割当ては、多数党(会)派から少数党(会)派の順に選択する。
- 二 所属議員数が同数の場合の選択順位は、当該党(会)派の協議により決定する。
- 三 各委員会に委員を割り当てるに当たり、同一党(会)派は、その最大数と最小数の差が一以内になるように割当てを行うこと。
- 四 委員の割当てに際し、必要に応じて議会運営委員会で調整することができる。

ただし、調整が困難な場合又は不調となった場合は委員会条例に基づき、議長が決定する。

特別委員割当ての原則

(平成十九年五月七日各党(会)派世話人会確認)

- 一 各党(会)派への委員割当て数は、次により算出する。
特別委員会委員定数×各党(会)派所属議員数÷現議員数Ⅱ各党(会)派委員割当て数
ただし、複数の特別委員会委員を同時に選出する場合の「特別委員会委員定数」は、当該委員会の委員定数を合計した数とする。
また、算出された「各党(会)派委員割当て数」の整数部分の合計が委員定数に満たない場合は、原則として、小数点以下の数字の大きい方から人数を割り当てることとする。
- 二 複数の特別委員会委員を同時に選出する場合、党(会)派が各委員会に割り当てることができる委員の数は、前記一の計算式で委員会毎に計算して得られた整数、又はそれに一を加えた数のいずれかとする。
- 三 委員の割当てに当たっては、「常任委員割当ての原則」の一、二及び四を準用する。

本会議運営に関する申合せ

(平成十九年五月七日各党(会)派世話人会申合せ)

I 一般質問

- 一 質問時間及び党(会)派への割当て方法等について
 - (1) 質問日一日当たりの質問時間(答弁時間を含む。)は、三四〇分とする。
 - (2) 交渉団体である党(会)派に割り当てられる基礎時間の総計は、一會期につき二〇〇分を限度とし、該当する党(会)派に対して、一會期につき五〇分を上回らない範囲で均等に割り当てられる。
 - (3) 基礎時間のほか、各党(会)派に対しては、その所属議員数に応じた質問時間を割り当てられる。
この場合、分以上の時間の合計が所定の時間に満たない時は、所定の時間に達するまで、分未満の時間の大きい方から分単位に切り上げて割り当てられる。ただし、分未満の時間が同一の場合は、原則として、建制順が上位の党(会)派から順に割り当てられる。
 - (4) 各党(会)派は、割り当てられた持時間の範囲内で一般質問を実施すること。
 - (5) 一會期ごとの割当時間は、次回には持ち越さない。
ただし、基礎時間の配分を受けない交渉団体以外の党(会)派は、割当を受けた定例会から次の三定例会まで持ち越すことができる。
- 二 発言者、発言時間等の決定方法について
- (1) 発言者数は原則として一日五人以内とし、党(会)派別の発言者数及び発言順位は、議運で協議して決める。

なお、交渉団体である各党（会）派の一人目の発言者の発言順位は、建制順とする。

(2) 各党（会）派は、割当時間の範囲内で発言者ごとの発言時間（答弁時間を含む。一人最高九〇分を超えないこと。）及び発言順位を開会日翌日の正午までに提出すること。

(3) 持時間の範囲内であっても、同一人が同一会期中、二回以上にわたって質問することは認めない。

三 発言通告について

(1) 発言通告書は、発言日の二日前の午後五時までに提出すること。

(2) 発言の要旨欄に記載された内容に基づき答弁が行われることから、同欄には質問内容が明確となるようできる限り具体的に記載すること。

(3) 答弁を求める者として記載した以外の者に答弁を求めることはできない。

(4) 発言通告後、突発事件等の発生によって、真にやむを得ないと認められる緊急の質問をせざるを得ないような場合には、質問者は議連の委員長に申し出ること。

この場合、議連において申し出を審議する。

(5) 発言通告を取り消した場合は棄権とみなし、代りに他の者による新たな発言通告は受理しない。

四 質問の実施方法等について

(1) 質問はすべて口頭で行うこと。

(2) 質問方法は、一括質問方式、一問一答方式又は両者の併用方式から選択制とする。

ただし、質問の大項目内を一括質問方式と一問一答方式に区分することはできない。

なお、併用方式による場合は、一括質問方式による質問を先にいき、一問一答方式による質問を後に行うこと。

(3) 一問一答方式で質問を行う場合は、答弁を求める者を議長に告げ、答弁者が答弁席に着席した後、質問を始めること。

(4) 質問及び答弁は、発言通告書に記載した順序に従い行うこと。

なお、通告した質問項目について質問を行わず、次の質問項目に移った場合、質問しなかった項目については、持ち時間の範囲内で、要望のみ行うことができる。

(5) 再質問の回数には制限を設けない。

(6) 再質問は当初の質問の範囲内で行うこと。

(7) 再質問の回数に制限は設けないが、質問者はできる限り最小限の質問によって目的を達成するよう努めること。

(8) 一問一答方式による場合、一つの質問項目について質問を終了し、次の質問項目に移った後は、再び前の質問項目に戻って再質問を行うことはできない。

なお、質問の大項目内において複数の者に答弁を求める場合、次の答弁者に質問を移した後は、原則として、再び前の答弁者に戻って再質問を行うことはできない。

(9) 答弁を受けるときは、議員待機席に着席すること。

(10) 発言中であっても質問者の持ち時間が終了した時点で、議長において発言を打ち切る。

(11) 割当時間を残して質問を終了した場合の残り時間は棄権とみなす。

五 写真・パネル等の使用について

(1) 一般質問における写真・パネル等の使用については、それが質問内容と密接なもので、その内容を高めたり、理解を容易にするために必

要があると認められるときは、必要最小限のものに限り、議長の許可を得て使用することができる。

(2) 写真・パネル等の使用について議長の許可を得ようとする場合は、発言日の前日正午までに議長あて許可願を提出すること。

II 本会議運営全般

一 演壇の使用区分について

(1) 一般質問における発言及び答弁は、原則として対面演壇を使用する。ただし、議員の一回目の発言に限り既存の演壇で行うことができる。

(2) 議員が行う議員提出議案の提案説明、委員長報告、討論及び知事が行う知事提出議案の提案説明などにおいては、既存の演壇を使用する。

二 議案の提出について

会議規則第十四条第一項の規定に基づき議案を提出しようとする議員は、原則として、開会日に議案を提出すること。

なお、その名称、議案提出予定者等については、開会日前日の正午までに報告すること。

三 討論について

(1) 討論を行おうとする議員は、発言通告書に件名（議案名等）のほか、賛成、反対を明記し、発言前日の正午までに提出すること。

ただし、発言当日の議事順序を協議する議員が発言日前に開催される場合は、当該議運開催予定日の前日午後五時までとする。

(2) 前記(1)の議運で取扱いを協議する議案がある場合で、当該議案の中に討論の対象となる議案がある時は、その議運が終了したのち、直ちに発言通告書を提出すること。

(3) 全会一致での可決が見込まれる議案に対する賛成討論は行わない。

(4) 議案の提出者となった議員は、当該議案に対する賛成討論は行わな

い。

(5) 慶弔に関する討論は行わない。

四 審査結果等に反対する議案・請願の報告について

(1) 党（会）派は、委員会における議案若しくは請願の審査結果、又は委員会若しくは議員による発議案に反対する事項がある場合は、「委員会の審査結果等について反対の議案・請願調」に必要事項を記載し、当該議案等の採決予定日の前日正午までに提出すること。

ただし、当該議案等の採決に係る議事順序を協議する議運が採決予定日前に開催される場合は、当該議運開催予定日の前日午後五時までとする。

(2) 前記(1)の議運で取扱いを協議する議案等がある場合で、当該議案等の審査結果等の中に反対する事項がある場合は、その議運が終了したのち、直ちに「反対の議案・請願調」を提出すること。

五 議場内における手話通訳について

(1) 議場内における手話通訳については、一般質問時の団体傍聴等、必要と認められる場合に実施する。

(2) 手話通訳者は傍聴者に配慮した適切な位置に配置する。

(3) 手話通訳を希望する者は、原則として、希望する日の三日前までに、議長あて希望する日及び時間帯等を申し出ること。

六 行政委員会委員長等の本会議への出席について

教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、人事委員会委員長、公安委員会委員長及び代表監査委員は、定例会及び臨時会の本会議に出席する。

七 行政委員会委員等の就任あいさつについて
なお、委員長が出席できない場合には、他の委員が出席する。

新たに就任した行政委員会委員（教育、人事、監査、公安）及び選挙管理委員、県立女子大学長、県立県民健康科学大学長は、最も近い本会議であいさつを行う。

ただし、選挙管理委員は代表者のみあいさつを行う。

なお、新たに行政委員会の委員長に就任したときも、本会議であいさつを行う。

八 議場における呼称等について

(1) 女性議員に対しては「さん」づけで呼ぶ。

(2) 執行部の理事は「〇〇担当理事」と呼ぶ。

九 本会議審議内容の確認等について

(1) 議員が、速記による会議録原稿の作成以前に、一般質問の質問・答弁を確認する必要がある場合は、ダビングした録音テープを交付する。

(2) 本会議開会中に不規則発言等の問題が発生し、緊急に議運等での検討を要する場合など、議会運営上、発言内容を早急に確認する必要がある場合に限り、議事課でテープ起こしを行う。

(注) 本申合せ事項の文中「前日」「二日前」「三日前」又は「翌日」とある場合は、「群馬県の休日を定める条例」第一条第一項で定める県の休日を除いて計算する。

委員会運営に関する申合せ

(平成十九年五月七日各党（会）派世話人会申合せ)

一 常任委員会の所属について

議員はそれぞれ一つの常任委員となる。

二 正副委員長の互選方法について

互選の方法は、推せん又は投票とし、いずれによるかは多数決にて決定する。

三 委員会傍聴について

(1) 委員会室の通路側壁際に傍聴席及び報道関係者席を設ける。

(2) 群馬県議会委員会傍聴規則第二条「特別な事情がある場合」とは、審査事項が県民の関心の高い内容で、定員以上の傍聴者が見込まれる場合や、障害者の介添人、手話通訳等が必要な場合とする。

(3) 傍聴申出は、本人による。(団体の一括申出は受け付けない。)

(4) 刀水クラブ及びテレビ記者会加盟各社の報道関係者については、傍聴申出書の提出及び傍聴券の交付を省略する。また、許可手続きを省略して、録音を許可する。

四 委員外議員の発言について

(1) 委員外議員の発言は、事案の内容、委員会審査の状況等を勘案のうえ、当該委員会において、時期、時間等をその都度協議して決める。

(2) 委員外議員の発言申出の事項は、何々の事件の何々についての質疑というように、具体的に記載することとし、かつ、会議規則第六十七条の規定の趣旨は、委員会制度のもとにおける特定の事件に対し、関心を有する議員が特に出席して発言し得る途を開いた救済制度である

ので、乱用しないよう留意する。

(3) 発言申出書は、やむを得ない場合を除き、発言前日の正午までに提出する。

(4) 定例会等において、委員会が同時に開催されている場合は、委員外議員の発言申出は原則として認めない。

五 請願審査について

複数の項目からなる請願について、継続を含む複数の扱いとなった場合は、次のとおりとする。

ア 「採択(趣旨採択含む)」と「継続」

一部でも前向きな結論が出たときは、継続審査の申出をしない。

イ 「不採択」と「継続」

前向きな結論が出なかったときは、継続審査の申出を行う。

六 資料提出要求について

執行機関に対する資料提出要求は、委員会の決定に基づき、委員長が行う。

七 写真・パネル等の使用について

委員会での質問における写真・パネル等の使用については、それが質問内容と密接なもので、その内容を高めたり、理解を容易にするために必要があると認められるときは、必要最小限のものに限り、あらかじめ委員長の許可を得て使用することができる。

八 委員会中の写真撮影について

議会広報又は報道の目的で特に委員長が許可した場合を除き、原則として、審査中の委員の写真撮影は行わない。

九 特別委員会の開催順序について

原則として、各定例会同時開催とする。

十 県内外調査の実施について

(1) 委員会は、必要に応じて県内外調査を行う。

(2) 委員会活動の一環である県内外調査は、統一行動で実施する。

(3) 委員会の県内調査の日程及び調査箇所を選定する場合、すでに決定している他委員会との同日による同一地域の調査は避けること。やむを得ず実施する場合は、地元委員及び地元議員への連絡は委員長が行う。なお、群馬県の休日を定める条例第一条第一項に規定する休日を使用しない。

(4) 委員会の調査にあたり、県内調査の実施と同様な方法で、近県の調査も行うことができる。ただし、議会バス運行の範囲内に限る。

(5) 災害現場への機動的な対応など、県内調査(現場視察)の充実を図る。ただし、調査先に過大な準備は求めない。

(6) 委員会の県外調査は、原則として年一回、二泊三日以内とする。

随員職員は、原則として議会事務局担当書記とし、必要に応じて、理事、課長等の出席を求める。

(7) 県外調査を、画一的なものとなせず、近県調査など柔軟な対応を図る。

代表者会議に関する申合せ

(平成十九年五月七日各党(会)派世話人会申合せ)

一 党(会)派間の連絡及び意見調整を図るため、議会に代表者会議を設置する。

二 代表者会議の構成員は、正副議長・議会運営委員長のほか、自由民主

党を代表する議員五人、その他、交渉団体である党（会）派を代表する議員各一人とする。

三 代表者会議は、議長が招集し、座長は、議長を充てるものとする。

四 協議事項は、議会全般に係わる事項で、議長が必要と認められたものとする。

五 構成員に事故があるときは、議長の許可を得て代理者を出席させることができるものとする。

群馬県議会請願書及び陳情書取扱規程

（昭和五十一年四月一日議会訓令甲第一号）

（趣旨）

第一条 この規程は、群馬県議会会議規則（昭和三十一年群馬県議会規則

第一号）第九章に規定する請願書及び陳情書（要望書、決議書その他内容が陳情に類すると認められるものを含む。以下同じ。）の提出の手續及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（提出方法）

第二条 請願書又は陳情書のあて先は議長とし、持参、郵送その他任意の方法により提出できるものとする。

（提出期限等）

第三条 定例会において新たに審査の対象とする請願書又は陳情書の提出期限は、当該定例会の招集日の七日前（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法に

よる休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日）の午後五時までとする。

2 前項の提出期限後及び閉会中に提出された請願書又は陳情書は、次の定例会において審査する。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（請願書の記載事項等）

第四条 請願書は、次に掲げる要件を備えたものであることを要し、別記様式第一号のとおりとする。

一 邦文であること（点字の場合は訳文を付けること）。

二 要旨及び理由が記載されていること。

三 提出年月日が記載されていること。

四 請願者の住所（法人その他の団体の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人その他の団体の場合にはその名称を記載し、代表者）の署名又は記名押印があること。

五 表紙に請願を紹介する議員の署名又は記名押印があること（以下「議員の紹介」という。）。

2 請願書として提出されたものであっても議員の紹介のないものは、陳情書として取り扱うものとする。

（請願書の收受及び受理）

第五条 提出された請願書については、総務課において收受し、別記様式第二号による請願書受付簿に記載の上、收受印を押し、議事課に送付するものとする。

2 議事課は、送付を受けた請願書について前条第一項の要件を確認し、受理することが適当と認められるものは、別記様式第三号による請願書

受理簿に記載の上、議長の間覧を受けなければならない。

(請願書の委員会への付託)

第六条 請願書は、所管する常任委員会若しくは議会運営委員会又は特別委員会(以下単に「委員会」という。)に付託するものとする。この場合、請願内容が二以上の委員会に関係するものについては、当該委員会にそれぞれ付託する。

(請願書の処理基準)

第七条 請願書は、次に掲げる区分に従い処理する。

- 一 採択 請願内容が妥当で、実現の見込みがあると認められるもの
- 二 趣旨採択 請願をそのまま認めることは困難であるが、趣意が妥当と認められるもの
- 三 一部採択又は一部趣旨採択 請願内容のうち一部について、採択又は趣旨採択することが適当と認められ、他は認めがたいもの
- 四 不採択 請願内容が権限外の事項であるもの、実現の見込みが極めて困難と認められるもの又は採択することが不適当と認められるもの
- 2 前項各号による処理が困難な場合は、継続審査に付すものとする。この場合において、委員会付託の日から一年を経過したときは、審査未了の扱いにすることができるものとする。

(請願者への通知)

第八条 前条第一項による審査の結果は、別記様式第四号又は別記様式第五号により請願者に通知するものとする。

(請願者の取下げ)

第九条 受理された請願書を請願者等が取り下げようとするときは、委員会付託前においては議長の許可を、付託後においては議会の承認を得なければならない。

2 前項の許可又は承認を得ようとするときは、取下げの記載した別記様式第六号による取下げ願を提出しなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第十条 受理された請願書について議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、委員会付託前においては議長の同意を、付託後においては議会の承認を得なければならない。

2 前項の同意又は承認を得ようとするときは、紹介を取り消す理由を記載した別記様式第七号による取消し申出書を提出しなければならない。

(陳情書の取扱い)

第十一条 議員の紹介のある陳情書は、請願書の例により取り扱うものとする。

2 議員の紹介のない陳情書は、所管の委員会に参考送付するとともに、陳情書参考送付一覧表を作成し、議員全員に配布するものとする。

3 前項の規定により参考送付された陳情書は、当該委員会において議案等の審査の際の参考に供するものとする。

(委任)

第十二条 この規程の施行に関し、必要な事項は議長が定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(昭和六十二年三月三十一日議会訓令甲第二号)

この訓令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則(平成八年三月二十九日議会訓令甲第一号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前にされた請願書及び陳情書の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年三月三十一日議会訓令甲第一号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前にされた請願書及び陳情書の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成十四年六月二十日議会訓令甲第一号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別記様式第一号から第七号省略

第二項 議員定数

平成十一年四月から平成二十三年三月までの期間中は、平成十三年六月までの群馬県議会議員定数条例（昭和五十七年条例第二十五号）及び群馬に「群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」（平成十三年条例第三十七号）が制定され、これ期間中の定数並びに選挙区の改正状況は次のとおり。

群馬県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（改正状況）

選挙区		選挙すべき議員の数		選挙区		選挙すべき議員の数	
		名称	区域			名称	区域
勢多郡	勢多郡	勢多郡	三	邑楽郡	邑楽郡	三	三
群馬郡	群馬郡	群馬郡	二	前橋市	前橋市	八	八
北群馬郡	北群馬郡	北群馬郡	一	高崎市	高崎市	七	七
多野郡	多野郡	多野郡	二	桐生市	桐生市	三	三
甘楽郡	甘楽郡	甘楽郡	一	伊勢崎市	伊勢崎市	三	三
碓氷郡・安中市	碓氷郡及び安中市	碓氷郡及び安中市	二	太田市	太田市	四	四
吾妻郡	吾妻郡	吾妻郡	二	沼田市	沼田市	一	一
利根郡	利根郡	利根郡	二	館林市	館林市	二	二
佐波郡	佐波郡	佐波郡	三	渋川市	渋川市	一	一
新田郡	新田郡	新田郡	二	藤岡市	藤岡市	二	二
山田郡	山田郡	山田郡	一	富岡市	富岡市	一	一

計五十六

平成十八年三月十日

桐生市	高崎市・群馬郡	前橋市・勢多郡	邑楽郡	佐波郡	利根郡	吾妻郡	甘楽郡	多野郡	北群馬郡	名称	選挙区	選挙すべき
桐生市	高崎市及び群馬郡	前橋市及び勢多郡	邑楽郡	佐波郡	利根郡	吾妻郡	甘楽郡	多野郡	北群馬郡	区域	議員の数	選挙すべき
三	八	八	三	一	一	二	一	一	一			
	みどり市	安中市	富岡市	藤岡市	渋川市	館林市	沼田市	太田市	伊勢崎市	名称	選挙区	選挙すべき
	みどり市	安中市	富岡市	藤岡市	渋川市	館林市	沼田市	太田市	伊勢崎市	区域	議員の数	選挙すべき
計五十	一	二	一	二	二	二	一	五	五			

平成二十一年三月二十七日

桐生市	高崎市	前橋市	邑楽郡	佐波郡	利根郡	吾妻郡	甘楽郡	多野郡	北群馬郡	名称	選挙区	選挙すべき
桐生市	高崎市	前橋市	邑楽郡	佐波郡	利根郡	吾妻郡	甘楽郡	多野郡	北群馬郡	区域	議員の数	選挙すべき
三	八	八	三	一	一	二	一	一	一			
	みどり市	安中市	富岡市	藤岡市	渋川市	館林市	沼田市	太田市	伊勢崎市	名称	選挙区	選挙すべき
	みどり市	安中市	富岡市	藤岡市	渋川市	館林市	沼田市	太田市	伊勢崎市	区域	議員の数	選挙すべき
計五十	一	二	一	二	二	二	一	五	五			

第三項 委員会

一 常任委員会の設置状況

平成十一年四月から平成二十三年三月までの期間中、常任委員会は、群馬県議会委員会条例（昭和三十一年条例第三十号）にもとづき設置されて

いる。

期間中の常任委員会の名称、定数は次のとおりである。

平成十五年三月まで	
名称	定数
総務企画常任委員会	十人
保健福祉常任委員会	十人
環境土木常任委員会	十人
農林常任委員会	九人
産業経済常任委員会	九人
文教治安常任委員会	九人

平成十五年三月十七日改正	
名称	定数
総務常任委員会	九人
保健福祉常任委員会	十人
環境土木常任委員会	十人
農林常任委員会	九人
産業経済常任委員会	九人
文教治安常任委員会	九人

平成十六年三月二十四日改正	
名称	定数
総務常任委員会	九人
保健福祉常任委員会	十人
環境農林常任委員会	九人
産業経済常任委員会	九人
県土整備常任委員会	十人
文教警察常任委員会	九人

平成十九年五月二十三日改正	
名称	定数
総務常任委員会	九人
健康福祉常任委員会	九人
環境農林常任委員会	八人
産業経済常任委員会	八人
県土整備常任委員会	八人
文教警察常任委員会	八人

平成二十年三月二十七日改正	
名称	定数
総務企画常任委員会	九人
厚生文化常任委員会	九人
環境農林常任委員会	八人
産業経済常任委員会	八人
県土整備常任委員会	八人
文教警察常任委員会	八人

平成二十一年五月二十六日改正	
名称	定数
総務企画常任委員会	十人
厚生文化常任委員会	十人
環境農林常任委員会	十人
産経土木常任委員会	十人
文教警察常任委員会	十人

特別委員会											年度			
行財政改革	予算	地域機関改革	環境共生社会	人づくり	機構改革調査	安全・安心なくらし	未来を拓く人づくり	元気な群馬づくり	懲罰	景気対策・科学技術		高齢・くらし	子ども未来	決算
										〃	〃	〃	〃	平一一
										〃	〃	〃	〃	平一二
										〃	〃	〃	〃	平一三
									〃	〃	〃	〃	〃	平一四
					〃	〃	〃	〃					〃	平一五
		〃	〃	〃		〃							〃	平一六
〃	〃		〃			〃							〃	平一七
	〃					〃							—	平一八
	〃					〃							—	平一九
〃	〃					〃							〃	平二〇
〃	〃					〃							〃	平二一
													〃	平二二

二 特別委員会、その他の委員会設置状況

議会広報紙「議会だより」が創刊されるに当たり、図書室運営委員会を発展的に改組し、平成十一年五月十二日に図書広報委員会が設置された。

また、平成十七年五月二十七日に議会改革検討委員会が設置され、議会改革への積極的な取組が行われた。とりわけ「委員会のあり方」を中心とする改革により、新たな議会活動が展開されることになった。改革の一つである決算特別委員会の見直しでは、全議員を構成員とする決算特別委員会

を設置し、常任委員会単位の分科会審査を経て、総括質疑を行うことにし、各議員が、決算審査の成果を予算審査等に活かせるようになった。また、特別委員会を「県政の特に重要な特定事件を審査するため」の委員会と位置づけし、一年程度を目安に議会としての意見・提案をまとめることとした。このことにより議会の立法機能や監視機能の充実・強化が図られ、「群馬県がん対策推進条例」の制定や、林業公社に関する提言など多くの成果を上げた。

			特別委員会										特別委員会	年度	
議会改革検討	図書広報	議会運営	総合計画に関する	林業公社対策	ググつとぐんま観光推進	がん対策推進	八ツ場ダム対策	県有地等の取得・処分に関する	行政の中立に関する調査	子育て支援対策	決算・行財政改革	教育環境づくり			地域活性化対策
	〃	〃													平一一
	〃	〃													平一二
	〃	〃													平一三
	〃	〃													平一四
	〃	〃													平一五
	〃	〃													平一六
	〃	〃										〃	〃		平一七
	〃	〃									〃	〃	〃		平一八
	〃	〃							〃	〃	〃		〃		平一九
	〃	〃						〃					〃		平二〇
	〃	〃					〃						〃		平二一
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃								平二二

第二節 県議会議員選挙

第一項 平成十一年四月選挙

立候補の届け出は、告示日の三月三十一日午後五時に締め切られ、五十七人の議員定数に対して、一・四六倍の八十三人が立候補の手続きをとった。

内訳を党派別に見ると、自由民主党が四十二人（現三十四、新八）、続いて民主党五人（現四、新一）、公明党二人（現二）、共産党五人（現二、新二、元一）、社会民主党一人（元一）、無所属二十八人（現五、新二十二、元一）。新旧別を全体でみると、現職四十七人、元職三人、新人三十三人であった。

立候補の届け出が締め切りとなったところで、二十三選挙区のうち沼田市（定数一）、渋川市（同一）、安中市（同一）、北群馬郡（同一）、吾妻郡（同二）、利根郡（同二）、佐波郡（同三）、山田郡（同一）が無投票となり、前回より一選挙区少ない八選挙区で、前回と同数の十二人の当選が確定した。このうち佐波郡は同一候補で三人区の二期連続となり、現職の壁の厚さを示した。一方、群馬郡は二十年ぶりの選挙となった。

当日の有権者は百二十二万三千四百九十九人、投票者数は七十四万三千六九人で、投票率は過去最低だった前回は更に三・〇五ポイント下回る六〇・七％まで落ち込んだ。七十九年以降五回連続で前回は下回る結果となり、特に郡部の落ち込みが大きかった。

十四選挙区三十九議席を争う選挙戦は、即日開票の結果、自由民主党三十七、民主党二、公明党二、共産党三、無所属十三となった。無投票区と合わせた党派別議席数は、自由民主党三十七、民主党三、公明党二、共産党三、無所属十三。

当選者を新旧別でみてみると、自由民主党が現職三十一、新人六、続いて民主党現職二、公明党現職二、共産党現職二、元一、無所属現職五、新人七、元一、これを全体でみると、現職四十二人、元職二人、新人十三人であった。

党派別得票数は、自由民主党三十八万四千三百八十一、民主党五万二千三百七十六、公明党二万五千五十九、共産党四万九千二百七十八、社会民主党四千七百七十、無所属二十一万四千九百五十八、有効投票数は七十三万八百二十三であった。

今回は、景気・雇用対策、福祉・医療、環境問題など課題が山積する中、二十一世紀初頭の県政を担う議員を選ぶ選挙となった。

平成十年に改正された改正公職選挙法で①投票時間が午後八時まで二時間延長②不在者投票の条件が緩和された初めての統一地方選挙で、投票率の向上が期待されたが、六〇・七三％と過去最低だった六三・七八％をさらに下回った。

地方分権が叫ばれ、地方自治体の果たすべき役割が大きくなる中で、今後四年間の県政の行方を左右する選挙であり、今後の国政選挙への試金石にもなるとともに、本県出身の小渕総理誕生後初めての大型選挙であり、総理の地元県として威信をかけた自民党、結党後初の県議選となった民主党など、各陣営は万全の体制で臨んだ。

中央政界再編の余波が県政にどのように現れるか注目されたが、自民は現職三人が落選するなど三十七議席にとどまり、民主は現職二人が落選し改選前の半減の二議席となった。公明党は現有二議席を維持し、共産党は一人増の三議席、社会民主党は議席を獲得はできなかった。

1 選挙区及び議員定数

群馬県議会議員定数条例（昭和57年3月19日条例第25号）及び昭和平成6年12月22日に一部改正された（条例第44号）群馬県議会議員配当条例（昭和33年6月27日条例第36号）により、議員定数57人が23選挙区に配分された。

2 候補者に関する調べ

① 選挙区別候補者調べ

区分 選挙区	受理 番号	届出年月日	氏名	年齢	住所	職業	党派	新現 元別
勢多郡 (定数3)	1	平11.4.2	青木秋夫	67	勢多郡宮城村大字大前田23番地の9	短大教授	自由民主党	現
	2	〃	永井良一	61	勢多郡赤城村大字三原田561番地1	県議会議員	民主党	現
	3	〃	角田登	56	勢多郡赤城村大字津久田328番地	法人役員	自由民主党	現
	4	〃	金子一郎	49	勢多郡富士見村大字山口179番地	会社役員	無所属	新
	5	〃	小林一正	59	勢多郡大胡町大字河原浜560番地フラワーコーポA-101	会社社長	無所属	新
	6	〃	山田富美子	52	勢多郡粕川村大字深津1608番地の8	看護婦	日本共産党	新
群馬郡 (定数2)	1	〃	柳沢本次	73	群馬郡箕郷町大字西明屋257番地	エスビック(株)会長	自由民主党	現
	2	〃	木暮繁俊	63	群馬郡榛名町大字高浜2341番地2	無職	自由民主党	新
	3	〃	高橋正好	53	群馬郡榛名町大字本郷190番地	団体役員	民主党	新
北群馬郡	1	〃	大林喬任	67	北群馬郡吉岡町村大字小倉甲91番地	農業	自由民主党	現

(定数1)	2	〃					無所属	新
多野郡	1	〃	関根 囿 男	5 2	多野郡新町2381番地4	会社役員	自由民主党	新
(定数2)	2	〃	荻原 康 二	5 3	多野郡新町2381番地4	会社役員	自由民主党	現
	3	〃	矢嶋 征 夫	5 7	多野郡吉井町大字小棚269番地	会社役員	無所属	新
甘楽郡	1	〃	中村 栄 一	7 1	甘楽郡下仁田町大字下仁田340番地	会社役員	自由民主党	現
(定数1)	2	〃	谷川 義 蔵	6 6	甘楽郡甘楽町大字造石600番地1	会社員	無所属	新
		〃	岡田 常 夫	5 0	甘楽郡下仁田町大字上小坂990番地3	会社役員	無所属	新
		〃	金井 康 行	5 0	甘楽郡下仁田町大字東野牧2779番地	プロパンガス販売業	無所属	新
碓氷郡	1	〃	岩井 均	3 5	甘楽郡松井田町大字高梨子甲866番地	団体職員	無所属	新
(定数1)	2	〃	中山 治 秀	7 2	碓氷郡松井田町大字行田816番地3	県議会議員	自由民主党	現
吾妻郡	1	〃	南波 和 憲	5 1	吾妻郡吾妻町大字原町447番地	会社役員	自由民主党	新
(定数2)	2	〃	山本 龍	3 9	吾妻郡草津町大字草津275番地の7	県議会議員	無所属	現
利根郡	1	〃	星野 寛	4 3	利根郡片品村大字土出758番地	会社役員	自由民主党	現
(定数2)	2	〃	小野里 光 敏	5 8	利根郡水上町大字湯原386番地	会社役員	自由民主党	新
佐波郡	1	〃	田島 雄 一	5 0	佐波郡境町大字伊与久2794番地	会社役員	自由民主党	現
(定数3)	2	〃	原 富 夫	6 4	佐波郡境町大字上武士898番地の17	病院院長	自由民主党	現
	3	〃	金田 賢 司	6 8	佐波郡玉村町大字下新田557番地	農業	自由民主党	現
新田郡	1	〃	大沢 正 明	5 3	新田郡尾島町大字亀岡86番地の1	会社役員	自由民主党	現
(定数2)	2	〃	須藤 昭 男	3 8	新田郡笠懸町大字阿左美3224番地	会社役員	無所属	新
	3	〃	関口 忠 義	5 4	新田郡笠懸町大字阿佐美2149番地	農業	無所属	新
山田郡	1	〃	石原 条	3 4	山田郡大間々町大字桐原142番地	会社員	自由民主党	現
(定数1)								
邑楽郡	1	〃	矢口 昇	6 7	邑楽郡板倉町大字靱谷1486番地	会社社長	自由民主党	現
(定数3)	2	〃	久保田 順一郎	4 6	邑楽郡大泉町中央三丁目11番24号	会社員	自由民主党	新
	3	〃	山下 勝	5 7	邑楽郡大泉町富士二丁目8番12号	会社役員	無所属	現

	4	〃	浦野昌治	59	邑楽郡邑楽町大字狸塚111番地	行政書士	無所属	新
前橋市 (定数8)	1	〃	菅野義章	66	前橋市上泉町671番地の3	弁護士	自由民主党	現
	2	〃	中村紀雄	58	前橋市鳥取町786番地の2	県議会議員	自由民主党	現
	3	〃	高木政夫	49	前橋市力丸町113番地の2	会社役員	自由民主党	現
	4	〃	土屋富久	61	前橋市天川大島町160番地の8	社会保険労務士	社会民主党	元
	5	〃	金子泰造	54	前橋市敷島町240番地の12	会社役員	自由民主党	現
	6	〃	早川昌枝	59	前橋市天川町185番地の2	政党役員	日本共産党	現
	7	〃	小島明人	50	前橋市大友町一丁目10番地の1 301号ファミーユ岸	政党役員	公明等	現
	8	〃	高橋礼二	44	前橋市六供町751番地	政党役員	民主党	現
	9	〃	吉川真由美	34	前橋市大友町一丁目180番地の1 A-202号ルミネ大友	主婦	無所属	新
	10	〃	中沢丈一	50	前橋市上佐鳥町685番地	農業	自由民主党	現
高崎市 (定数7)	1	〃	宇津野洋一	65	高崎市楽間町224番地47	政党役員	日本共産党	現
	2	〃	松沢睦	68	高崎市江木町1093番地1	団体役員	自由民主党	現
	3	〃	橋爪和夫	68	高崎市片岡町一丁目16番15号	団体役員	自由民主党	現
	4	〃	星明夫	50	高崎市浜川町981番地	住職	無所属	新
	5	〃	時吉敏郎	54	高崎市大橋町77番地17	会社役員	自由民主党	現
	6	〃	小林義康	49	高崎市片岡町三丁目11番5号	会社顧問	自由民主党	現
	7	〃	庭山昌	59	高崎市飯塚町1010番地15	政党役員	公明党	現
	8	〃	長崎博幸	49	高崎市下佐野町737番地2	会社員	無所属	現
桐生市 (定数4)	1	〃	亀山豊文	48	桐生市菱町四丁目2251番地	会社役員	無所属	現
	2	〃	村岡隆村	48	桐生市菱町五丁目401番地の2	会社相談役	自由民主党	現
	3	〃	境野貞夫	67	桐生市錦町三丁目3番24号	団体役員	民主党	現
	4	〃	金子賢	65	桐生市元宿町2番16号	政党役員	日本共産党	元
	5	〃	腰塚誠	51	桐生市西久方町一丁目2番55号	会社役員	自由民主党	現

伊勢崎市 (定数3)	1	〃	荻原弘之	37	伊勢崎市華藏寺町34番地20	会社役員	自由民主党	新
	2	〃	五十嵐清隆	46	伊勢崎市上蓮町71番地1	会社役員	自由民主党	現
	3	〃	栗原章二	50	伊勢崎市大手町24番5号	会社役員	自由民主党	新
	4	〃	米山幸男	60	伊勢崎市大手町11番25号	理美容業	無所属	新
	5	〃	塚越紀一	57	伊勢崎市今泉町一丁目12番地4	会社役員	無所属	現
	6	〃	鈴木恭二	64	伊勢崎市安堀町1766番地3	政党役員	日本共産党	新
太田市 (定数4)	1	〃	阿部知世	27	太田市矢田堀町265番地の8	学生	無所属	新
	2	〃	黒沢孝行	47	太田市大字菅塩83番地	団体役員	民主党	現
	3	〃	金田克次	55	太田市細谷町308番地	会社員	自由民主党	新
	4	〃	秋山一男	52	太田市西本町6番6号	会社役員	自由民主党	現
	5	〃	穂積照雄	55	太田市龍舞町2234番地の2	社会福祉法人理事長	自由民主党	新
	6	〃	長谷川嘉一	46	太田市由良町921番地	歯科医師	無所属	新
	7	〃	山岸篤	51	太田市鶴生田町500番地	会社員	無所属	新
沼田市 (定数1)	1	〃	星野巳喜雄	48	沼田市上原町1756番地の200	県議会議員	自由民主党	現
館林市 (定数2)	1	〃	安楽岡一雄	51	館林市仲町1番10号	貸ビル業	自由民主党	現
	2	〃	松本耕司	54	館林市羽附町671番地の2	会社役員	自由民主党	新
	3	〃	吉住一夫	59	館林市大島町5144番地	福祉法人役員	無所属	新
渋川市 (定数1)	1	〃	真下誠治	57	渋川市金井2734番地358	団体役員	無所属	新
藤岡市 (定数2)	1	〃	市村英夫	67	藤岡市保美1556番地1	会社社長	自由民主党	現
	2	〃	田所三千男	49	藤岡市藤岡579番地1	無職	無所属	新
	3	〃	斉藤三八男	55	藤岡市篠塚403番地3	造園業	無所属	新
	4	〃	山口清	66	藤岡市高山1702番地	農林業	無所属	元
富岡市	1	〃	岩井賢太郎	57	富岡市上小林162番地5	会社役員	自由民主党	現

(定数1)	2	〃	下山 真	49	富岡市一ノ宮1523番地の2	会社役員	無所属	新
	3	〃	武田 泰重	64	富岡市神農原甲695番地1	会社役員	無所属	新
安中市 (定数1)	1	〃	岡田 義弘	60	安中市野殿969番地	農業	無所属	現

② 年齢別候補者数調べ

年齢	25歳以上	30歳以上	35歳以上	40歳以上	45歳以上	50歳以上	55歳以上	60歳以上	65歳以上	70歳以上	合計
	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満		
人数	1	2	4	2	13	21	16	8	13	3	83
最高年齢 73歳 最低年齢 27歳 平均年齢 55歳											

③ 党派別・新現元別候補者数調べ

	自由民主党	日本共産党	民 主 党	公 明 党	社会民主党		無所属	合 計
新	8	2	1				22	33
現	34	2	4	2			5	47
元		1	0	0	1		1	3
計	42	5	5	2	1		28	83

3 投票に関する調べ

① 選挙区別投票者数調べ

区分 選挙区	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
勢多郡	38,762	40,250	79,012	27,120	28,661	55,781	11,642	11,589	23,231	69.97	71.21	70.60
群馬郡	30,191	31,753	61,944	17,402	18,610	36,012	12,789	13,143	25,932	57.64	58.61	58.14
多野郡	19,595	20,484	40,079	14,490	15,774	30,264	5,105	4,710	9,815	73.95	77.01	75.51

甘楽郡	13, 747	14, 624	28, 371	10, 680	11, 498	22, 178	3, 067	3, 126	6, 193	77.69	78.62	78.17
碓氷郡	6, 875	7, 521	14, 396	5, 085	5, 663	10, 748	1, 790	1, 858	3, 648	73.96	75.30	74.66
新田郡	33, 402	33, 962	67, 364	19, 387	20, 396	39, 783	14, 015	13, 566	27, 581	58.04	60.06	59.06
邑楽郡	40, 318	39, 349	79, 667	24, 371	24, 667	49, 038	15, 947	14, 682	30, 629	60.45	62.69	61.55
前橋市	105, 054	113, 863	219, 817	56, 981	63, 156	120, 137	48, 973	50, 707	99, 680	53.78	55.47	54.65
高崎市	91, 925	96, 232	188, 157	49, 913	54, 196	103, 109	43, 012	42, 036	85, 048	53.21	56.32	54.80
桐生市	44, 905	49, 748	94, 653	28, 311	32, 330	60, 641	16, 594	17, 418	34, 012	63.05	64.99	64.07
伊勢崎市	45, 493	47, 112	92, 605	25, 239	27, 464	52, 703	20, 254	19, 648	39, 902	55.48	58.30	56.91
太田市	54, 653	54, 299	108, 952	30, 798	33, 051	63, 849	23, 855	21, 248	45, 103	56.35	60.87	58.60
館林市	30, 047	30, 859	60, 906	17, 352	18, 987	36, 339	12, 695	11, 872	24, 567	57.75	61.23	59.66
藤岡市	23, 898	25, 037	48, 935	15, 572	17, 067	32, 639	8, 326	7, 970	16, 296	65.16	68.17	66.70
富岡市	18, 591	20, 050	38, 641	14, 127	15, 721	29, 848	4, 464	4, 329	8, 793	75.99	78.41	77.24
県合計	598, 356	625, 143	1, 223, 499	355, 828	387, 241	743, 069	242, 528	237, 902	480, 430	59.47	61.94	60.73

※無投票選挙区：北群馬郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡、山田郡、沼田市、渋川市、安中市

4 開票に関する調べ

① 候補者別得票数調べ

選挙区 (定数)	順位	党派別等	氏名	年齢	当落	得票数
勢多郡 (3)	1	自民 現	青木 秋夫	67	当	13, 411
	2	自民 現	角田 登	56	当	12, 626
	3	無所属 新	金子 一郎	49	当	11, 877
		民主 現	永井 良一	61	落	9, 259
		無所属 新	小林 一正	59	落	4, 535
		共産 新	山田富美子	52	落	3, 440

群馬郡 (2)	1	自民	現	柳沢 本次	7 3	当	18, 133
	2	自民	新	木暮 繁俊	6 3	当	9, 135
		民主	新	高橋 正好	5 3	落	7, 932
北群馬郡 (1)	1	自民	現	大林 喬任	6 7	当	無投票
多野郡 (2)	1	自民	現	関根 圀男	5 2	当	12, 100
	2	自民	現	荻原 康二	5 3	当	9, 350
		無所属	新	矢嶋 征夫	5 7	落	7, 993
甘楽郡 (1)	1	自民	現	中村 栄一	7 1	当	7, 456
		無所属	新	金井 康行	5 0	落	6, 089
		無所属	新	谷川 義蔵	6 6	落	4, 196
		無所属	新	岡田 常夫	5 0	落	4, 115
碓氷郡 (1)	1	無所属	新	岩井 均	3 5	当	6, 942
		自民	現	中山 治秀	7 2	落	3, 661
吾妻郡 (2)	1	自民	現	南波 和憲	5 1	当	無投票
	2	無所属	現	山本 龍	3 9	当	無投票
利根郡 (2)	1	自民	新	小野里光敏	5 8	当	無投票
	2	自民	現	星野 寛	4 3	当	無投票
佐波郡 (3)	1	自民	現	原 富夫	6 4	当	無投票
	2	自民	現	金田 賢司	6 8	当	無投票
	3	自民	現	田島 雄一	5 0	当	無投票
新田郡 (2)	1	自民	現	大沢 正明	5 3	当	14, 713
	2	無所属	新	須藤 昭男	3 8	当	13, 385
		無所属	新	関口 忠義	5 4	落	10, 839
山田郡	1	自民	現	石原 条	3 4	当	無投票

(1)							
邑楽郡 (3)	1	自民	新	久保田順一郎	4 6	当	14, 651
	2	自民	現	矢口 昇	6 7	当	14, 426
	3	無所属	現	山下 勝	5 7	当	11, 013
		無所属	新	浦野 昌治	5 9	落	7, 775
前橋市 (8)	1	自民	現	中村 紀雄	5 8	当	15, 063
	2	共産	現	早川 昌枝	5 9	当	14, 220
	3	自民	現	高木 政夫	4 9	当	14, 075
	4	自民	現	中沢 丈一	5 0	当	14, 059
	5	公明	現	小島 明人	5 0	当	13, 032
	6	自民	現	金子 泰造	5 4	当	12, 622
	7	無所属	新	吉川真由美	3 4	当	10, 794
	8	自民	現	菅野 義章	6 6	当	10, 400
		民主 社民	現 元	高橋 礼二 土屋 富久	4 4 6 1	落 落	9, 513 4, 770
高崎市 (7)	1	自民	現	松沢 睦	6 8	当	15, 486
	2	共産	現	宇津野洋一	6 5	当	14, 827
	3	無所属	現	長崎 博幸	4 9	当	14, 099
	4	自民	現	橋爪 和夫	6 8	当	12, 256
	5	公明	現	庭山 昌	5 9	当	12, 027
	6	自民	現	時吉 敏郎	5 4	当	11, 984
	7	自民	現	小林 義康	4 9	当	11, 743
無所属		新	星 明夫	5 0	落	9, 120	
桐生市	1	民主党	現	境野 貞夫	6 7	当	13, 293
	2	無所属	現	亀山 豊文	4 8	当	12, 684

(4)	3	共産	元	金子 賢	6 5	当	12, 677
	4	自民	現	腰塚 誠	5 1	当	10, 695
		自民	現	村岡 隆村	4 8	落	10, 530
伊勢崎市 (3)	1	自民	現	五十嵐清隆	4 6	当	14, 521
	2	自民	新	栗原 章二	5 0	当	11, 029
	3	無所属	現	塚越 紀一	5 7	当	10, 795
		自民	新	荻原 宏之	3 7	落	9, 920
		共産	新	鈴木 恭二	6 4	落	4, 144
		無所属	新	米山 幸男	6 0	落	1, 570
太田市 (4)	1	自民	現	秋山 一男	5 2	当	15, 834
	2	無所属	新	長谷川嘉一	4 6	当	14, 046
	3	民主	現	黒沢 孝行	4 7	当	13, 371
	4	自民	新	金田 克次	5 5	当	10, 321
		自民	新	穂積 照雄	5 5	落	8, 092
		無所属	新	阿部 知世	2 7	落	3, 570
		無所属	新	山岸 篤	5 1	落	514
沼田市 (1)	1	自民	現	星野己喜雄	4 8	当	無投票
館林市 (2)	1	自民	現	安楽岡一雄	5 1	当	14, 617
	2	自民	新	松本 耕司	5 4	当	11, 823
		無所属	新	吉住 一夫	5 9	落	9, 049
渋川市 (1)	1	無所属	新	真下 誠治	5 7	当	無投票
藤岡市	1	無所属	新	田所三千男	4 9	当	13, 282
	2	無所属	元	山口 清	6 6	当	12, 160

(2)		自民 無所属	現 新	市村 英夫 斉藤三八男	6 7 5 5	落 落	5, 596 631
富岡市 (1)	1	自民 無所属 無所属	現 新 新	岩井賢太郎 武田 泰重 下山 真	5 7 6 4 4 9	当 落 落	14, 544 11, 102 3, 699
安中市 (1)	1	自民	現	岡田 義弘	6 0	当	無投票

② 選挙区別無効投票数調べ

項目 選挙区	選挙当日 の有権者 数	投 票 数											
		有 効 投票数	無 効 投 票 数										
			所定の用 紙を用い ないもの	候補者で ない者の 氏名を記 載したもの	2人以上 の候補者 の氏名を 記載した もの	候補者の 氏名のほ か他事を 記載した もの	候補者の 氏名を自 書しない もの	候補者の 何人を記 載したか 確認しが たいもの	白紙のまま 投票したも の	単に雑事 を記載し たもの	単に記号 符号を記 載したも の	その他	計
勢多郡	79, 012	55, 148	0	83	14	7	0	7	327	135	59		632
群馬郡	61, 944	35, 200	0	65	18	5	0	10	450	165	99		812
多野郡	40, 079	29, 750	0	43	19	39	0	17	260	89	46		513
甘楽郡	28, 371	21, 856	0	27	19	23	0	4	129	71	49		322
碓氷郡	14, 396	10, 603	0	18	9	0	0	0	69	49	0		145
新田郡	67, 364	38, 937	0	68	17	14	0	13	438	196	100		846
邑楽郡	79, 667	47, 865	1	77	24	11	0	20	603	356	80		1, 172
前橋市	219, 817	118, 548	0	74	2	5	0	83	898	340	185		1, 587
高崎市	188, 157	101, 542	0	78	9	12	0	23	909	366	168		1, 566

桐生市	94, 653	59, 879	0	88	6	10	0	22	397	158	81	762
伊勢崎市	92, 605	51, 949	0	81	1	6	0	31	363	186	86	754
太田市	108, 952	62, 682	0	108	0	12	0	21	576	389	66	1, 166
館林市	60, 906	35, 490	0	67	16	6	0	0	438	204	118	849
藤岡市	48, 935	32, 029	0	42	24	12	0	54	307	125	45	609
富岡市	38, 641	29, 345	0	31	28	10	0	28	225	124	57	503
県計	1, 223, 499	730, 823	1	951	206	172	0	333	6, 389	2, 947	1, 239	12, 238

③ 党派別得票数調べ

選挙区	自由民主党	民 主 党	日本共産党	公 明 党	社会民主党	無 所 属	合 計
勢多郡	26, 037.000	9, 259.000	3, 440.000			16, 412.000	55, 148
群馬郡	27, 268.000	7, 932.000					35, 200
多野郡	21, 757.000					7, 993.000	29, 750
甘楽郡	7, 456.000					14, 400.000	21, 856
碓氷郡	3, 661.000					6, 942.000	10, 603
新田郡	14, 713.000					24, 224.000	39, 783
邑楽郡	29, 077.000					18, 788.000	47, 865
前橋市	66, 219.000	9, 513.000	14, 220.000	13, 032.000	4, 770.000	10, 794.000	118, 548
高崎市	51, 469.000		14, 827.000	12, 027.000		23, 219.000	101, 542
桐生市	21, 225.000	13, 293.000	12, 677.000			12, 684.000	59, 879
伊勢崎市	35, 470.000		4, 114.000			12, 365.000	51, 949
太田市	33, 089.000	12, 379.000				17, 214.000	62, 682
館林市	26, 440.323					9, 049.676	35, 490
藤岡市	5, 956.000					26, 073.000	32, 029

富岡市	14, 544.000					14, 601.000	29, 345
県計	384, 381.323	52, 376.000	49, 278.000	25, 059.000	4, 770.000	214, 958.676	730, 823
得票率 (%)	52.6	7.17	6.74	3.43	0.65	29.41	100.00

④ 年齢別当選者数調べ

年齢	25歳以上	30歳以上	35歳以上	40歳以上	45歳以上	50歳以上	55歳以上	60歳以上	65歳以上	70歳以上	合計
	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満		
人数		2	3	1	1 1	1 4	1 0	3	1 1	2	5 7
最高年齢 73歳 最低年齢 34歳 平均年齢 55歳											

⑤ 党派別 新現元別当選者調べ

	自由民主党	民 主 党	日本共産党	公 明 党	社会民主党	無 所 属	合 計
新	6	0	0	0		7	1 3
現	3 1	2	2	2		5	4 2
元	0	0	1	0		1	2
計	3 7	2	3	2		1 3	5 7

第二項 平成十五年四月選挙

第十五回統一地方選挙に伴う県議会議員選挙は、平成十五年四月四日告示、四月十三日投票日として執行された。

今回の選挙は、桐生市の定数が四人から三人に一人減となり、議員定数は五十六人となったほか、選挙区数も、安中市と碓氷郡が強制合区で、二十三選挙区から二十二選挙区に変更となった。

立候補の届け出は、告示日の四月四日午後五時に締め切られ、五十六人の議員定数に対して、一・三〇倍の七十三人が立候補の手続きをとった。数としては、過去最少だった平成七年の七十四人を下回り史上最少となった。

内訳を党派別に見ると、自由民主党が四十六人（現四十二、新四）、続いて民主党三人（現一、新二）、公明党二人（現一、新一）、共産党三人（現一、新二）、無所属十九人（現二、新十七）。新旧別を全体で見ると、現職四十七人、新人二十六人であった。

立候補の届け出が締め切りとなったところで、二十二選挙区のうち館林市（定数二）、渋川市（同一）、北群馬郡（同一）、多野郡（同一）、利根郡（同一）、新田郡（同一）、山田郡（同一）が無投票となり、七選挙区十一人の当選が確定した。このうち北群馬郡は同一候補で二期連続となった。

当日の有権者は百二十八万七千三百十人、投票者数は七十三万二九百十二人で、投票率は過去最低だった前回は更に三・八〇ポイント下回り、六〇%を割り込み、五六・九三%まで落ち込んだ。候補者の政見等を有権者に伝える選挙公報が初めて発行されるなどの投票率向上のための新たな取り組みも行われ、甘楽郡、吾妻郡で投票率が七〇%を超えたが、安中市・碓氷郡が四十九・三三%と五十%を切るなど、有権者の関心を呼び起こせず、昭和五十四年以降七回連続で前回は下回る結果となった。

十五選挙区四十五議席を争う選挙戦は、即日開票の結果、自由民主党三十一、民主党三、公明党二、共産党二、無所属七となった。無投票区と合わせた党派別議席数は、自由民主党三十七、民主党三、公明党二、共産党三、無所属十三。

当選者を新旧別で見ると、自由民主党が現職三十九、新人三、続いて民主党現職一、新人二、公明党現職一、新一、共産党現職一、新一、無所属現職二、新人五、元一、これを全体で見ると、現職四十四人、新人十二人であった。

党派別得票数は、自由民主党四十四万六千七百三十九、民主党四万七千七百六十三、公明党二万七千六百七十七、共産党三万四千三百六、無所属十七万七千五百五十七、有効投票数は七十二万二千二百四十二であった。

今回は、自民、非自民合わせて八人の議員が引退し、世代交代が注目されたが、自民党が公認四十二議席、民主党が一議席伸ばし三議席、公明党は現状の二議席を守ったが、共産党は一議席を減らし二議席となった。

1 選挙区及び議員定数

群馬県議会議員定数条例（昭和57年3月19日条例第25号）及び昭和平成6年12月22日に一部改正された（条例第44号）群馬県議会議員配当条例（昭和33年6月27日条例第36号）により、議員定数56人が23選挙区に配分された。

2 候補者に関する調べ

① 選挙区別候補者調べ

区分 選挙区	受理 番号	届出年月日	氏名	年齢	住所	職業	党派	新現 元別
勢多郡 (定数3)	1	平15.4.4	登丸保	49	勢多郡大胡町大字茂木1247番地3	農業	無所属	新
	2	〃	青木秋夫	71	勢多郡宮城村大字大前田23番地の9	短大教授	自由民主党	現
	3	〃	角田登	60	勢多郡赤城村大字津久田328番地	法人役員	自由民主党	現
	4	〃	金子一郎	53	勢多郡富士見村大字山口179番地	会社役員	自由民主党	現
群馬郡 (定数2)	1	〃	木暮繁俊	67	群馬郡榛名町大字高浜2341番地2	県議会議員	自由民主党	現
	2	〃	平田英勝	61	群馬郡群馬町大字三ツ寺1116番地	農業	無所属	新
	3	〃	樋口司	52	群馬郡群馬町大字菅谷20番地413	会社役員	無所属	新
北群馬郡 (定数1)	1	〃	大林喬任	71	北群馬郡吉岡町村大字小倉甲91番地	農業	自由民主党	現
多野郡 (定数2)	1	〃	荻原康二	57	多野郡吉井町大字吉井川507番地2	会社役員	自由民主党	現
	2	〃	関根罔男	56	多野郡新町2381番地4	会社役員	自由民主党	現
甘楽郡 (定数1)	1	〃	織田沢俊幸	51	甘楽郡甘楽町大字天引1401番地	僧侶	無所属	新
	2	〃	飯ヶ浜幸次	60	甘楽郡下仁田町大字馬山3508番地2	会社役員	無所属	新
碓氷郡・ 安中市 (定数2)	1	〃	岡田義弘	64	安中市野殿969番地	農業	自由民主党	現
	2	〃	岩井均	39	甘楽郡松井田町大字高梨子甲866番地	県議会議員	自由民主党	現
	3	〃	清水勇次	54	安中市高別当100番地 並木団地56-2棟416号	会社役員	無所属	新
吾妻郡	1	〃	重野能之	25	吾妻郡東村大字岡崎315番地1	根古屋温泉代表	無所属	新

(定数2)	2	〃	南波和憲	55	吾妻郡吾妻町大字原町447番地	会社役員	自由民主党	現
	3	〃	山本龍	43	吾妻郡草津町大字草津275番地の7	県議会議員	自由民主党	現
利根郡	1	〃	星野寛	47	利根郡片品村大字土出759番地1	会社役員	自由民主党	現
(定数2)	2	〃	小野里光敏	62	利根郡水上町大字湯原386番地	会社役員	自由民主党	現
佐波郡 (定数3)	1	〃	平岩悦夫	58	佐波郡玉村町大字五料494番地	会社役員	無所属	新
	2	〃	田島雄一	54	佐波郡境町大字伊与久2794番地	会社役員	自由民主党	現
	3	〃	金田賢司	72	佐波郡玉村町大字下新田557番地	農業	自由民主党	現
	4	〃	原富夫	68	佐波郡境町大字上武士898番地の17	病院院長	自由民主党	現
新田郡 (定数2)	1	〃	須藤昭男	42	新田郡笠懸町大字阿左美3224番地	会社役員	自由民主党	現
	2	〃	大沢正明	57	新田郡尾島町大字亀岡86番地の1	会社役員	自由民主党	現
山田郡 (定数1)	1	〃	石原条	38	山田郡大間々町大字桐原142番地	会社員	自由民主党	現
邑楽郡 (定数3)	1	〃	小林滋由	43	邑楽郡邑楽町大字中野5162番地の1	会社役員	無所属	新
	2	〃	塚原仁	52	邑楽郡大泉町大字仙石三丁目19番3号	会社員	無所属	新
	3	〃	矢口昇	71	邑楽郡板倉町大字靱谷1486番地	会社社長	自由民主党	現
	4	〃	久保田順一郎	50	邑楽郡大泉町中央三丁目11番24号	病院職員	自由民主党	現
前橋市 (定数8)	1	〃	狩野浩志	42	前橋市三俣町二丁目20番地7	無職	自由民主党	新
	2	〃	中沢丈一	54	前橋市上佐鳥町685番地	団体役員	自由民主党	現
	3	〃	小島明人	54	前橋市大利根町一丁目11番地6	団体役員	公明党	現
	4	〃	桑原功	58	前橋市天川大島町160番地の8	団体役員	民主党	新
	5	〃	高木政夫	53	前橋市力丸町113番地の2	会社役員	自由民主党	現
	6	〃	高坂利信	55	前橋市荒子町487番地	農業	自由民主党	新
	7	〃	金子泰造	58	前橋市敷島町240番地の12	会社役員	自由民主党	現
	8	〃	中村紀雄	62	前橋市鳥取町786番地の2	県議会議員	自由民主党	現

	9	〃	早川昌枝	63	前橋市天川町185番地の2	県議会議員	日本共産党	現
	10	〃	鈴木庸	51	前橋市文京町一丁目15番10号	自営業	無所属	新
高崎市 (定数7)	1	〃	時吉敏郎	58	高崎市大橋町77番地17	会社役員	自由民主党	現
	2	〃	松沢睦	72	高崎市江木町1093番地1	団体役員	自由民主党	現
	3	〃	伊藤祐司	45	高崎市北新波町136番地4	政党役員	日本共産党	新
	4	〃	小林義康	53	高崎市片岡町三丁目11番5号	会社顧問	自由民主党	現
	5	〃	中島篤	48	高崎市浜川町2266番地	会社役員	自由民主党	新
	6	〃	長崎博幸	53	高崎市下佐野町737番地2	会社員	無所属	現
	7	〃	橋爪洋介	35	高崎市片岡町一丁目16番15号	県議会議員秘書	自由民主党	新
	8	〃	福重隆浩	40	高崎市矢中町108番地1 ラ・テ`ファンズ・ミキ201号	会社役員	公明党	新
桐生市 (定数3)	1	〃	腰塚誠	55	桐生市西久方町一丁目2番55号	会社役員	自由民主党	現
	2	〃	関口直久	53	桐生市川内町五丁目2574番地	政党役員	日本共産党	新
	3	〃	大沢幸一	59	桐生市三吉町二丁目2番14号	政党役員	民主党	新
	4	〃	亀山豊文	52	桐生市菱町四丁目2251番地	会社役員	自由民主党	現
伊勢崎市 (定数3)	1	〃	石関貴史	31	伊勢崎市柳原町10634番地 TANIハイツ206	無職	無所属	新
	2	〃	五十嵐清隆	50	伊勢崎市上蓮町71番地1	県議会議員	自由民主党	現
	3	〃	栗原章二	54	伊勢崎市大手町26番4	会社役員	自由民主党	現
	4	〃	塚越紀一	61	伊勢崎市今泉町一丁目12番地4	会社役員	無所属	現
太田市 (定数4)	1	〃	石川宏	47	太田市西矢島町370番地の9	行政書士	無所属	新
	2	〃	黒沢孝行	51	太田市大字菅塩83番地	団体役員	民主党	現
	3	〃	金田克次	59	太田市細谷町308番地	農業	自由民主党	現
	4	〃	阿部知世	31	太田市矢田堀町265番地の14	無職	無所属	新
	5	〃	長谷川嘉一	50	太田市由良町921番地	歯科医師	自由民主党	現
	6	〃	秋山一男	56	太田市西本町6番6号	会社役員	自由民主党	現
沼田市	1	〃	須田清七	51	沼田市高橋場町4657番地14	商店主	無所属	新

(定数1)	2		金子 浩 隆	4 2	沼田市榛名町2850番地19	法人役員	自由民主党	現
館林市	1	〃	安楽岡 一 雄	5 5	館林市仲町1番10号	貸ビル業	自由民主党	現
(定数2)	2	〃	松 本 耕 司	5 8	館林市羽附町671番地の2	会社役員	自由民主党	現
渋川市	1	〃	真 下 誠 治	6 1	渋川市金井2734番地358	団体役員	自由民主党	現
(定数1)								
藤岡市	1	〃	山 口 清	7 0	藤岡市高山1702番地	農業	自由民主党	現
(定数2)	2	〃	新 井 雅 博	4 2	藤岡市下戸塚510番地2	会社員	無 所 属	新
	3	〃	田 所 三千男	5 3	藤岡市藤岡579番地1	会社顧問	自由民主党	現
富岡市	1	〃	岩 井 賢太郎	6 1	富岡市上小林162番地5	会社役員	自由民主党	現
(定数1)	2	〃	内 田 英 次	5 4	富岡市田篠1395番地2	会社役員	無 所 属	新

② 年齢別候補者数調べ

年齢	25歳以上	30歳以上	35歳以上	40歳以上	45歳以上	50歳以上	55歳以上	60歳以上	65歳以上	70歳以上	合計	
	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満			
人数	1	2	3	7	5	22	15	10	2	6	73	
最高年齢		72歳		最低年齢		25歳		平均年齢				54歳

③ 党派別・新現元別候補者数調べ

	自由民主党	民 主 党	日本共産党	公 明 党		諸 派	無所属	合 計
新	4	2	2	1			17	26
現	42	1	1	1			2	47
元	0	0	0	0				
計	46	3	3	2			19	73

3 投票に関する調べ

① 選挙区別投票者数調べ

区分 選挙区	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
勢多郡	40,583	42,071	82,654	23,493	24,903	48,396	17,090	17,168	34,258	57.89	59.19	58.55
群馬郡	31,383	32,924	64,307	17,745	19,274	37,019	13,638	13,650	27,288	56.54	58.54	57.57
甘楽郡	13,555	14,379	27,934	9,875	10,702	20,577	3,680	3,677	7,353	72.85	74.43	73.66
碓氷・安中	25,384	27,122	52,606	12,343	13,559	25,902	13,041	13,563	26,604	48.63	49.99	49.33
吾妻郡	26,552	27,817	54,369	18,702	19,817	38,519	7,850	8,000	15,850	70.44	71.24	70.85
佐波郡	40,000	40,716	80,716	21,248	22,947	44,195	18,572	17,769	36,521	53.12	56.36	54.75
邑楽郡	41,061	40,098	81,159	25,425	25,537	50,962	15,636	14,561	30,197	61.92	63.69	62.79
前橋市	107,848	115,836	223,684	55,405	62,267	117,672	52,443	53,569	106,012	51.37	53.75	52.61
高崎市	93,838	98,092	191,930	48,620	54,514	103,134	45,218	43,578	88,796	51.81	55.57	53.74
桐生市	43,896	48,599	92,495	25,442	29,368	54,810	18,454	19,231	37,685	57.96	60.43	59.26
伊勢崎市	47,909	49,524	97,433	24,261	26,915	51,176	23,648	22,609	46,257	50.64	54.35	52.52
太田市	56,486	55,959	112,445	29,362	31,337	60,699	27,124	24,622	51,746	51.98	56.00	53.98
沼田市	17,471	19,107	36,578	10,776	12,298	23,074	6,695	6,809	13,504	61.68	64.36	63.08
藤岡市	24,452	25,608	50,060	14,899	16,710	31,609	9,553	8,898	18,451	60.93	65.25	63.14
富岡市	18,878	20,162	39,040	11,931	13,237	25,168	6,947	6,925	13,872	63.20	65.55	64.47
県合計	629,296	658,014	1,287,310	349,527	383,385	732,912	279,769	274,629	554,398	55.54	58.26	56.93

※無投票選挙区：北群馬郡、多野郡、利根郡、新田郡、山田郡、館林市、渋川市、

4 開票に関する調べ

① 候補者別得票数調べ

選挙区	順位	党派別等	氏名	年齢	当落	得票数
-----	----	------	----	----	----	-----

(定数)							
勢多郡 (3)	1	自民	現	角田 登	6 0	当	13, 991
	2	自民	現	金子 一郎	5 3	当	12, 870
	3	自民	現	青木 秋夫	7 1	当	12, 723
	4	無所属	新	登丸 保	4 9	落	7, 863
群馬郡 (2)	1	自民	新	平田 英勝	6 1	当	13, 775
	2	自民	現	木暮 繁俊	6 7	当	12, 346
	3	無所属	新	樋口 司	5 2	落	10, 036
北群馬郡 (1)	1	自民	現	大林 喬任	7 1	当	無投票
多野郡 (2)	1	自民	現	荻原 康二	5 2	当	無投票
	2	自民	現	関根 罔男	5 3	当	無投票
甘楽郡 (1)	1	無所属	新	織田 沢俊幸	5 1	当	10, 836
	2	無所属	新	飯ヶ浜 幸次	6 0	落	9, 410
碓氷郡 ・安中市 (2)	1	自民	現	岩井 均	3 9	当	14, 214
	2	自民	現	岡田 義弘	6 4	当	10, 344
	3	無所属	新	清水 勇次	5 4	落	844
吾妻郡 (2)	1	自民	現	南波 和憲	5 5	当	17, 863
	2	自民	現	山本 龍	4 3	当	15, 983
	3	無所属	新	重野 能之	2 5	落	4, 014
利根郡 (2)	1	自民	現	星野 寛	4 7	当	無投票
	2	自民	現	小野 里光敏	6 2	当	無投票
佐波郡 (3)	1	自民	現	金田 賢司	7 2	当	15, 086
	2	自民	現	田島 雄一	5 4	当	11, 616
	3	自民	現	原 富夫	6 8	当	11, 508

	4	無所属	新	平岩 悦夫	5 8	落	5, 247
新田郡 (2)	1	自民	現	須藤 昭男	4 2	当	無投票
	2	自民	現	大沢 正明	5 7	当	無投票
山田郡 (1)	1	自民	現	石原 条	3 4	当	無投票
邑楽郡 (3)	1	自民	新	塚原 仁	5 2	当	15, 645
	2	自民	現	久保田順一郎	5 0	当	13, 002
	3	無所属	現	矢口 昇	7 1	当	12, 403
	4	無所属	新	小林 滋由	4 3	落	8, 954
前橋市 (8)	1	公明	現	小島 明人	5 4	当	13 950
	2	自民	現	中村 紀雄	6 2	当	13, 866
	3	自民	現	中沢 丈一	5 4	当	13, 700
	4	民主	新	桑原 功	5 8	当	12, 719
	5	共産	現	早川 昌枝	6 3	当	12, 443
	6	自民	新	狩野 浩志	4 2	当	12, 162
	7	自民	現	金子 泰造	5 8	当	12, 150
	8	自民	現	高木 政夫	5 3	当	11, 007
	9	自民	新	高坂 利信	5 5	落	10, 453
	10	無所属	新	鈴木 庸	5 1	落	3, 683
高崎市 (7)	1	自民	新	橋爪 洋介	3 5	当	14, 963
	2	無所属	現	長崎 博幸	5 3	当	14, 902
	3	公明	新	福重 隆浩	4 0	当	13, 727
	4	自民	新	中島 篤	4 8	当	12, 906
	5	共産	新	伊藤 祐司	4 5	当	12, 334
	6	自民	現	松沢 睦	7 2	当	11, 839

	7	自民	現	小林 義康	5 3	当	10, 919
	8	自民	現	時吉 敏郎	5 8	落	10, 045
桐生市 (3)	1	民主党	新	大沢 幸一	5 9	当	17, 192
	2	自民	現	亀山 豊文	5 2	当	14, 967
	3	自民	現	腰塚 誠	5 5	当	12, 393
	4	共産	新	関口 直久	5 3	落	9, 529
伊勢崎市 (3)	1	自民	現	五十嵐清隆	5 0	当	14, 143
	2	無所属	新	石関 貴史	3 1	当	12, 603
	3	無所属	現	塚越 紀一	6 1	当	12, 573
	4	自民	現	栗原 章二	5 4	落	11, 132
太田市 (4)	1	自民	現	秋山 一男	5 6	当	13, 177
	2	民主	現	黒沢 孝行	5 1	当	11, 852
	3	自民	現	長谷川嘉一	5 0	当	11, 445
	4	自民	現	金田 克次	5 9	当	10, 839
	5	無所属	新	阿部 知世	3 1	落	6, 724
	6	無所属	新	石川 宏	4 7	落	5, 7354
沼田市 (1)	1	自民	現	金子 浩隆	4 2	当	14, 865
	2	無所属	新	須田 清七	5 1	落	7, 783
館林市 (2)	1	自民	現	安楽岡一雄	5 5	当	無投票
	2	自民	新	松本 耕司	5 8	当	無投票
渋川市 (1)	1	無所属	新	真下 誠治	6 1	当	無投票
藤岡市 (2)	1	自民	現	田所三千男	5 3	当	10, 626
	2	無所属	新	新井 雅博	4 2	当	10, 590
	3	自民	現	山口 清	7 0	落	9, 963

富岡市	1	自民	現	岩井賢太郎	6 1	当	15, 230
(1)	2	無所属	新	内田 榮次	5 4	落	9, 540

② 選挙区別無効投票数調べ

項目 選挙区	選挙当日 の有権者 数	投 票 数											
		有 効 投票数	無 効 投 票 数										
			所定の用 紙を用い ないもの	候補者で ない者の 氏名を記 載したも の	2人以上 の候補者 の氏名を 記載した もの	候補者の 氏名のほ か他事を 記載した もの	候補者の 氏名を自 書しない もの	候補者の 何人を記 載したか 確認しが たいもの	白紙のまま 投票したも の	単に雑事 を記載し たもの	単に記号 符号を記 載したも の	その他	計
勢多郡	82, 654	47, 447	0	68	30	48	1	6	477	170	149		949
群馬郡	64, 307	36, 157	0	60	18	4	0	13	455	217	95		862
甘楽郡	27, 934	20, 246	0	27	14	9	0	3	135	69	74		331
碓氷・安中	52, 506	25, 402	0	41	13	11	0	0	261	115	59		500
吾妻郡	54, 369	37, 860	0	122	13	43	0	25	278	85	92		658
佐波郡	80, 716	43, 457	0	72	5	3	0	18	399	141	96		734
邑楽郡	81, 159	50, 004	0	92	2	9	0	31	516	238	68		956
前橋市	223, 684	116, 133	0	88	18	17	0	54	815	322	225		1, 539
高崎市	191, 930	101, 635	0	93	7	14	0	39	845	300	200		1, 498
桐生市	92, 945	54, 081	0	78	1	10	0	20	350	167	103		729
伊勢崎市	97, 433	50, 451	0	34	1	5	0	20	363	202	100		725
太田市	112, 445	59, 772	0	113	1	10	0	21	472	197	111		925
沼田市	36, 578	22, 648	0	34	18	5	0	3	203	108	55		426
藤岡市	50, 060	31, 179	0	39	2	4	1	29	186	90	77		428

富岡市	39, 040	24, 770	0	30	15	6	0	38	179	82	47	397
県 計	1, 287, 310	721, 242	0	991	158	198	2	320	5, 934	2, 503	1, 511	11, 657

③ 党派別得票数調べ

選挙区	自由民主党	民 主 党	日本共産党	公 明 党		無 所 属	合 計
勢多郡	39, 584.000					7, 863.000	47, 447
群馬郡	12, 346.000					23, 811.000	36, 157
甘楽郡						20, 246.000	20, 246
碓氷・安中	24, 558.000					844.000	25, 402
吾妻郡	33, 846.000					4, 014.000	37, 860
佐波郡	38, 210.000					5, 247.000	43, 457
邑楽郡	25, 405.000					24, 599.000	50, 004
前橋市	73, 338.000	12, 719.000	12, 443.000	13, 950.000		3, 683.000	116, 133
高崎市	60, 672.000		12, 334.000	13, 727.000		14, 902.000	101, 635
桐生市	27, 360.000	17, 192.000	9, 529.000				54, 081
伊勢崎市	25, 275.000					25, 176.000	50, 451
太田市	35, 461.000	11, 852.000				12, 459.000	59, 772
沼田市	14, 865.000					7, 783.000	22, 648
藤岡市	20, 589.000					10, 590.000	31, 179
富岡市	15, 230.000					9, 540.000	24, 770
県計	446, 739.000	41, 763.000	34, 306.000	27, 677.000		170, 757.000	721, 242
得票率 (%)	61.94	5.79	4.76	3.84		23.68	100.00

④ 年齢別当選者数調べ

年齢	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計	
人数		1	3	6	3	15	12	9	2	5	56	
最高年		72歳		最低年齢		31歳		平均年齢				55歳

⑤ 党派別 新現元別当選者調べ

	自由民主党	民 主 党	日本共産党	公 明 党		無 所 属	合 計
新	3	2	1	1		5	12
現	39	1	1	1		2	44
元	0	0	0	0		0	0
計	42	3	2	2		7	56

第三項 平成十九年四月選挙

第十六回統一地方選挙に伴う県議会議員選挙は、平成十九年三月三十日告示、四月八日投票日として執行された。

「平成の大合併」を経て初めての県議選で、二十二選挙区の定数五十六人から、十九選挙区の定数五十人に変更された。立候補の届け出は、告示日の三月三十日午後五時に締め切られ、五十人の議員定数に対して一・四四倍の七十二人が立候補の手続きをとった。数としては、過去最少だった前回、平成十五年の七十三人を下回り史上最少となったが、定数減により倍率は上がった。

内訳を党派別に見ると、自由民主党が三十九人（現二十八、新十、元一）、続いて民主党五人（現二、新三）、公明党二人（現一、新一）、共産党三人（現二、新一）、無所属二十三人（現八、新十四、元一）。新旧別を全体でみると、現職四十一人、元職二人、新人二十九人であった。また、今回は、女性が四選挙区から六人立候補している。

立候補の届け出が締め切りとなったところで、十九選挙区のうち沼田市（定数一）、館林市（同二）、渋川市（同二）、みどり市（同一）、北群馬郡（同一）、甘楽郡（同一）が無投票となり、六選挙区八人の当選が確定した。このうち北群馬郡と、定数が一増の二人となった渋川市は三期連続無投票となった。

当日の有権者は百三十四万二千六百九十七人、投票者数は七十四万五千二百六十九人で、投票率は過去最低だった前回は更に一・五九ポイント下回る五五・五一％まで落ち込んだ。前回選挙後十五年十二月に導入され定着しつつある不在者投票の手続を簡素化した期日前投票制度が、県議選では初めて適用となったが、投票率は昭和五十四年以降八回連続で前回は下回る結果となった。

十三選挙区四十二議席を争う選挙戦は、即日開票の結果、自由民主党二十五、民主党三、公明党二、共産党一、無所属十一となった。無投票区と合わせた党派別議席数は、自由民主党三十二、民主党三、公明党二、共産党一、無所属十二。

当選者を新旧別でみると、自由民主党が現職二十五、新人六、元一、続いて民主党現職一、新人二、公明党現職一、新人一、共産党現職一、無所属現職六、新人六、これを全体でみると、現職三十四人、元職一人、新人十五人であった。

党派別得票数は、自由民主党三十八万七千六百三十、民主党六万四千六十五、公明党三万四千九百九十九、共産党三万五千五百四十五、無所属二十一万八千七百三十一、有効投票数は七十三万三千八百七十であった。

今回の選挙は、知事と最大会派の自民党が、議会運営や知事選を巡り緊張関係にあるなか、三カ月後に控える知事選の前哨戦としても注目された。さらに、民主党の会計問題の混乱による分裂、選挙区割り変更、定数減など、票の流動化につながる要素が多く、議席獲得に向けて各陣営は総力戦で望んだ。

自民党は現職三人が落選したが三十二議席を獲得、民主は同一選挙区の現職一人、新人一人がともに落選となり三議席、共産も現職、新人各一人が落選し一議席となった。公明は公認候補二人が当選を果たした。

1 選挙区及び議員定数

群馬県議会議員定数条例（昭和57年3月19日条例第25号）及び昭和平成6年12月22日に一部改正された（条例第44号）群馬県議会議員配当条例（昭和33年6月27日条例第36号）により、議員定数56人が23選挙区に配分された。

2 候補者に関する調べ

① 選挙区別候補者調べ

区分 選挙区	受理 番号	届出年月日	氏名	年齢	住所	職業	党派	新現 元別
北群馬郡 (定数1)	1	平 19.3.30	大林 俊一	50	北群馬郡吉岡町村大字小倉甲91番地	社会福祉法人理事	自由民主党	新
多野郡 (定数1)	1	〃	角 倉 邦 良	46	多野郡吉井町大字吉井川729番地2	無職	無所属	新
	2	〃	荻原 康二	61	多野郡吉井町大字吉井川507番地2	会社役員	自由民主党	現
甘楽郡 (定数1)	1	〃	織田沢 俊幸	55	甘楽郡甘楽町大字天引1401番地	住職	自由民主党	現
吾妻郡 (定数2)	1	〃	南 波 和 憲	59	吾妻郡東吾妻町大字原町447番地	会社役員	自由民主党	現
	2	〃	萩原 涉	53	吾妻草津町大字草津106番地1	会社役員	自由民主党	新
	3	〃	重野 能之	29	吾妻郡東村大字岡崎315番地1	会社員	無所属	新
利根郡 (定数1)	1	〃	小野里 光敏	66	利根郡水上町大字湯原386番地	会社役員	自由民主党	現
	2	〃	星野 寛	51	利根郡片品村大字土出759番地1	会社役員	自由民主党	現
佐波郡 (定数1)	1	〃	井田 泉	44	佐波郡玉村町大字下新田1035番地4	会社役員	自由民主党	新
	2	〃	渡辺 孝宏	47	佐波郡玉村町大字上新田1007番地2	会社員	無所属	新
	1	〃	石村 和男	59	邑楽郡明和町新里279番地1	会社役員	無所属	新

邑楽郡 (定数3)	2	〃	舘野英一	58	邑楽郡板倉町大字海老瀬2577番地	農業	自由民主党	新
	3	〃	久保田順一郎	54	邑楽郡大泉町中央三丁目11番24号	病院職員	自由民主党	現
	4	〃	塚原仁	56	邑楽郡大泉町仙石三丁目19番3号	会社員	無所属	現

前橋市・ 勢多郡 (定数8)	1	〃	金子泰造	62	前橋市敷島町240番地の12	会社役員	自由民主党	現
	2	〃	桑原功	62	前橋市日吉町四丁目15番地7	県議会議員	民主党	現
	3	〃	早川昌枝	67	前橋市紅雲町二丁目25番2-305号メゾン・ドゥ・フォレ	県議会議員	日本共産党	現
	4	〃	中村紀雄	66	前橋市鳥取町786番地の2	県議会議員	自由民主党	現
	5	〃	岩上憲司	34	前橋市二之宮町1685番地2	会社員	無所属	現
	6	〃	吉川真由美	42	前橋市大友町一丁目6番地14	団体職員	無所属	元
	7	〃	中島資浩	35	前橋市江田町123番地5	県議会議員	無所属	現
	8	〃	狩野浩志	46	前橋市三俣町二丁目20番地7	県議会議員	自由民主党	現
	9	〃	中沢丈一	58	前橋市上佐鳥町685番地	団体役員	自由民主党	現
	10	〃	水野俊雄	35	前橋市元総社町三丁目28番地1 THA ^レ ロワイヤル202号	団体役員	公明党	新
	11	〃	金子一郎	57	勢多郡富士見村大字山口179番地	会社役員	自由民主党	現
	12	〃	亀田好子	51	前橋市五代町1245番地4	福祉施設施設長	民主党	新
	13	〃	後閑千代寿	63	前橋市粕川町膳535番地1	農業	無所属	新
高崎市 (定数8)	1	〃	石川貴夫	28	高崎市新田町4番地2 セントラルビルズ ^{高崎} 706号	無職	民主党	新
	2	〃	関根罔男	60	高崎市新町2381番地4	会社役員	自由民主党	現
	3	〃	小林義康	57	高崎市片岡町三丁目11番5号	会社顧問	自由民主党	現
	4	〃	平田英勝	65	高崎市三ツ寺町1116番地	県議会議員	自由民主党	現
	5	〃	橋爪洋介	39	高崎市片岡町一丁目16番15号	県議会議員	自由民主党	現
	6	〃	小坂桂子	49	高崎市下佐野町737番地2	管理栄養士	無所属	新
	7	〃	伊藤祐司	49	高崎市北新波町136番地4	政党役員	日本共産党	現
	8	〃	木暮繁俊	71	高崎市高浜町2341番地2	県議会議員	自由民主党	現

	9	〃	福重隆浩	4 4	高崎市下中居町381番地3	政党役員	公明党	現
	10	〃	中島篤	5 2	高崎市浜川町2266番地	会社役員	自由民主党	現
	11	〃	後藤克己	3 3	高崎市八幡町800番地24	団体役員	無所属	新
桐生市 (定数3)	1	〃	腰塚誠	5 9	桐生市西久方町一丁目2番55号	会社役員	自由民主党	現
	2	〃	村岡隆村	5 6	桐生市菱町五丁目401番地の2	会社相談役	自由民主党	元
	3	〃	関口直久	5 7	桐生市川内町五丁目2574番地	政党役員	日本共産党	新
	4	〃	大沢幸一	6 3	桐生市三吉町二丁目2番14号	県議会議員	民主党	現
伊勢崎市 (定数5)	1	〃	久保田務	5 7	伊勢崎市国定町一丁目1102番地	農業	民主党	新
	2	〃	原富夫	7 2	伊勢崎市境上武士898番地17	医師	自由民主党	現
	3	〃	田島雄一	5 8	伊勢崎市境伊与久2794番地	会社役員	自由民主党	現
	4	〃	塚越紀一	6 5	伊勢崎市今泉町一丁目12番地4	県議会議員	無所属	現
	5	〃	五十嵐清隆	5 4	伊勢崎市上蓮町71番地1	県議会議員	自由民主党	現
	6	〃	井下泰伸	4 3	伊勢崎市宮子町344番地	会社役員	無所属	新
太田市 (定数5)	1	〃	黒沢孝行	5 5	太田市大字菅塩83番地	県議会議員	無所属	現
	2	〃	長谷川嘉一	5 4	太田市由良町921番地	歯科医師	自由民主党	現
	3	〃	金田克次	6 3	太田市細谷町308番地	農業	自由民主党	現
	4	〃	田島國彦	3 7	太田市亀岡町468番地3	NPO法人役員	無所属	新
	5	〃	新井章夫	5 0	太田市西長岡町604番地	会社役員	自由民主党	新
	6	〃	阿部知世	3 5	太田市矢田堀町265番地の14	NPO法人理事	無所属	新
	7	〃	笹川博義	4 0	太田市小舞木町270番地2	会社役員	自由民主党	新
	8	〃	鈴木信昭	4 8	太田市本町33番29号	会社役員	自由民主党	新
沼田市 (定数1)	1	〃	金子浩隆	4 6	沼田市榛名町2850番地19	法人役員	自由民主党	現
館林市 (定数2)	1	〃	須藤和臣	3 9	館林市松沼町11番5号	無職	自由民主党	新
	2	〃	松本耕司	6 2	館林市羽附町671番地の2	会社役員	自由民主党	現

渋川市 (定数2)	1	〃	真下誠治	65	渋川市金井2734番地358	団体役員	自由民主党	現
	2	〃	星名健市	50	渋川市金井424番地1	会社役員	無所属	新
藤岡市 (定数2)	1	〃	新井雅博	46	藤岡市下戸塚510番地2	会社員	自由民主党	現
	2	〃	関口茂樹	61	藤岡市鬼石536番地1	無職	無所属	新
	3	〃	田所三千男	57	藤岡市藤岡579番地1	会社顧問	自由民主党	現
富岡市 (定数1)	1	〃	新井義弘	61	富岡市富岡2663番地1	会社役員	自由民主党	新
	2	〃	今井哲	38	富岡市黒川1145番地4	県議会議員	無所属	現
	3	〃	長沼今朝男	60	富岡市内匠701番地2	会社社長	無所属	新
安中市 (定数2)	1	〃	茂木英子	47	安中市野殿908番地	損害保険代理業	無所属	新
	2	〃	岩井均	43	安中市松井田町高梨子864番地1	県議会議員	自由民主党	現
	3	〃	早川正雄	51	安中市板鼻2749番地1	会社役員	自由民主党	新
みどり市 (定数1)	1	〃	須藤昭男	46	みどり市笠懸町阿佐美3224番地	会社役員	自由民主党	現

② 年齢別候補者数調べ

年齢	25歳以上	30歳以上	35歳以上	40歳以上	45歳以上	50歳以上	55歳以上	60歳以上	65歳以上	70歳以上	合計	
	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満			
人数	2	2	7	6	10	10	15	12	6	2	72	
最高年齢		72歳		最低年齢		28歳		平均年齢				53歳

③ 党派別・新現元別候補者数調べ

	自由民主党	民主党	日本共産党	公明党			無所属	合計
新	10	3	1	1			14	29
現	28	2	2	1			8	41
元	1	0	0	0			1	2

計	39	5	3	2			23	72
---	----	---	---	---	--	--	----	----

3 投票に関する調べ

① 選挙区別投票者数調べ

区分 選挙区	選挙当日の有権者数			投票者数			棄権者数			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
前橋・勢多	132,127	141,047	273,062	69,990	77,100	147,090	62,025	63,947	125,972	53.02	54.66	53.87
高崎市	132,846	139,403	272,249	69,330	75,719	145,049	63,516	63,684	127,200	52.19	54.32	53.28
桐生市	50,063	54,818	104,881	26,684	29,464	56,148	23,379	25,354	48,733	53.30	53.75	53.53
伊勢崎市	76,576	78,380	154,956	37,778	39,020	75,798	39,798	39,360	79,158	48.03	49.78	48.92
太田市	82,837	82,651	165,488	42,037	43,855	85,892	40,800	38,796	79,596	50.75	53.06	51.90
藤岡市	27,358	28,742	56,100	16,904	18,900	35,804	10,454	9,842	20,296	61.79	65.76	63.82
富岡市	20,990	22,168	43,158	12,593	13,750	26,343	8,397	8,418	16,815	60.00	62.03	61.04
安中市	25,268	27,077	52,345	15,135	16,710	31,845	10,133	10,367	20,500	59.90	61.71	60.84
多野郡	11,732	12,321	24,053	8,193	8,787	16,980	3,539	3,534	7,073	69.83	71.32	70.59
吾妻郡	25,961	27,259	53,220	17,486	18,224	35,710	8,475	9,035	17,510	67.35	66.85	67.10
利根郡	15,974	17,219	33,193	11,329	12,250	23,579	4,645	4,969	9,614	70.92	71.14	71.04
佐波郡	13,890	14,285	28,175	7,417	8,209	15,626	6,473	6,076	12,549	53.40	57.47	55.46
邑楽郡	41,334	40,483	81,817	24,646	24,759	49,405	16,688	15,724	32,412	59.63	61.16	60.38
県合計	656,844	685,853	1,342,697	358,522	386,747	745,269	298,322	299,106	597,428	54.58	56.39	55.51

※無投票選挙区：沼田市、館林市、渋川市、みどり市、北群馬郡、甘楽郡

4 開票に関する調べ

① 候補者別得票数調べ

選挙区	順位	党派別等	氏名	年齢	当落	得票数
-----	----	------	----	----	----	-----

(定数)							
前橋市 ・勢多郡 (8)	1	無所属	現	岩上 憲司	3 4	当	16, 639
	2	公明	新	水野 俊雄	3 5	当	14, 619
	3	自民	現	金子 泰造	6 2	当	13, 423
	4	共産	現	早川 昌枝	6 7	当	12, 455
	5	自民	現	狩野 浩志	4 6	当	12, 110
	6	自民	現	中村 紀雄	6 6	当	11, 441
	7	自民	現	金子 一郎	5 7	当	11, 422
	8	自民	現	中沢 丈一	5 8	当	11, 398
	9	民主	現	桑原 功	6 2	落	9, 993
	10	無所属	現	中島 資浩	3 5	落	9, 859
	11	無所属	元	吉川真由美	4 2	落	8, 841
	12	民主	新	亀田 好子	5 1	落	8, 118
	13	無所属	新	後閑千代寿	6 3	落	5, 052
高崎市 (8)	1	公明	現	福重 隆浩	4 4	当	16, 880
	2	自民	現	橋爪 洋介	3 9	当	15, 928
	3	民主	新	石川 貴夫	2 8	当	14, 882
	4	自民	現	中島 篤	5 2	当	14, 711
	5	自民	現	関根 圀男	6 0	当	14, 641
	6	自民	現	平田 英勝	6 5	当	13, 690
	7	無所属	新	後藤 克巳	3 3	当	13, 381
	8	自民	現	小林 義康	5 7	当	12, 549
	9	共産	現	伊藤 祐司	4 9	落	12, 266
	10	自民	現	木暮 繁俊	7 1	落	7, 550
	11	無所属	新	小坂 桂子	4 9	落	6, 152

桐生市 (3)	1	民主	現	大沢 幸一	6 3	当	16, 629
	2	自民	元	村岡 隆村	5 6	当	15, 184
	3	自民	現	腰塚 誠	5 9	当	12, 711
	4	共産	新	関口 直久	5 7	落	10, 827
伊勢崎市 (5)	1	自民	現	五十嵐清隆	5 4	当	17, 048
	2	自民	現	田島 雄一	5 8	当	12, 896
	3	無所属	現	塚越 紀一	6 5	当	11, 921
	4	自民	現	原 富夫	7 2	当	11, 667
	5	民主	新	久保田 務	5 7	当	10, 843
	6	無所属	新	井下 泰伸	4 3	落	10, 395
太田市 (5)	1	自民	新	笹川 博義	4 0	当	15, 266
	2	自民	現	長谷川嘉一	5 4	当	14, 424
	3	無所属	新	阿部 知世	3 5	当	12, 477
	4	無所属	現	黒沢 孝行	5 5	当	12, 041
	5	自民	現	金田 克次	6 3	当	11, 953
	6	自民	新	新井 章夫	6 0	落	6, 080
	7	無所属	新	田島 國彦	3 7	落	6, 061
	8	自民	新	鈴木 信昭	4 8	落	5, 966
沼田市 (1)	1	自民	現	金子 浩隆	4 6	当	無投票
館林市 (2)	1	自民	現	須藤 和臣	5 1	当	無投票
	2	自民	現	松本 耕司	6 2	当	無投票
渋川市 (2)	1	自民	現	真下 誠治	6 5	当	無投票
	2	無所属	新	星名 建市	5 0	当	無投票
藤岡市	1	無所属	新	関口 茂樹	6 1	当	13, 407

(2)	2	自民	現	新井 雅博	4 6	当	11, 523
	3	自民	現	田所三千男	5 7	落	10, 363
富岡市 (1)	1	無所属	現	今井 哲	3 8	当	10, 386
	2	自民	新	新井 義弘	6 1	落	10, 263
	3	無所属	新	長沼今朝男	6 0	落	5, 165
安中市 (2)	1	自民	現	岩井 均	4 3	当	14, 433
	2	無所属	新	茂木 英子	4 7	当	9, 428
	3	自民	現	早川 正雄	5 1	落	7, 618
みどり市 (1)	1	自民	現	須藤 昭男	4 6	当	無投票
北群馬郡 (1)	1	自民	新	大林 俊一	5 0	当	無投票
多野郡 (1)	1	無所属	新	角倉 邦良	4 6	当	8, 531
	2	自民	現	荻原 康二	6 1	落	8, 113
甘楽郡 (1)	1	自民	現	織田沢俊幸	5 5	当	無投票
吾妻郡 (2)	1	自民	現	南波 和憲	5 5	当	17, 682
	2	自民	新	萩原 涉	5 3	当	9, 963
	3	無所属	新	重野 能之	2 9	落	7, 361
利根郡 (1)	1	無所属	現	小野里光敏	6 6	当	11, 801
	2	無所属	現	星野 寛	5 1	落	11, 495
佐波郡 (1)	1	自民	現	井田 泉	4 4	当	8, 303
	2	無所属	新	渡辺 孝宏	4 7	落	6, 976
邑楽郡	1	自民	新	久保田順一郎	5 4	当	16, 934
	2	自民	現	塚原 仁	5 6	当	14, 647

(3)	3	無所属 現	舘野 英一	58	当	10,476
	4	無所属 新	石村 和男	59	落	6,348

② 選挙区別無効投票数調べ

項目 選挙区	選挙当日 の有権者 数	投 票 数											
		有 効 投票数	無 効 投 票 数										
			所定の用 紙を用い ないもの	候補者で ない者の 氏名を記 載したも の	2人以上 の候補者 の氏名を 記載した もの	候補者の 氏名のほ か他事を 記載した もの	候補者の 氏名を自 書しない もの	候補者の 何人を記 載したか 確認しが たいもの	白紙のまま 投票したも の	単に雑事 を記載し たもの	単に記号 符号を記 載したも の	その他	計
前橋・勢多	273,062	145,371	0	127	3	13	0	87	944	344	200		1,718
高崎市	272,249	142,630	0	235	1	40	0	107	1,260	448	328		2,419
桐生市	104,881	55,348	0	94	3	30	0	14	413	165	83		800
伊勢崎市	154,956	74,770	0	119	0	12	0	8	577	224	88		1,028
太田市	165,488	84,628	0	168	1	10	0	42	609	266	166		1,262
藤岡市	56,100	35,293	0	44	2	5	1	38	253	112	56		511
富岡市	43,158	25,714	0	51	0	6	0	73	236	173	90		626
安中市	52,354	31,479	0	56	4	5	0	31	154	85	31		366
多野郡	24,053	16,644	0	30	10	4	0	3	156	91	42		336
吾妻郡	53,220	35,006	0	109	15	22	0	25	308	181	44		704
利根郡	33,193	23,303	0	31	21	5	0	9	119	69	21		275
佐波郡	28,175	15,279	0	27	6	0	0	0	186	90	38		347
邑楽郡	81,817	48,405	0	76	8	3	0	30	512	269	102		1,000
県 計	1,342,697	733,870	0	1,167	74	155	1	467	5,727	2,515	1,289		11,395

③ 党派別得票数調べ

選挙区	党派					無所属	合計
	自由民主党	民主党	日本共産党	公明党			
前橋・勢多	59,794.998	18,111.000	12,455.000	14,619.000		40,391.000	145,370.998
高崎市	79,069.000	14,882.000	12,266.000	16,880.000		19,533.000	142,630
桐生市	27,895.000	16,629.000	10,824.000				55,348
伊勢崎市	41,611.000	10,843.000				22,316.000	74,770
太田市	53,689.000					30,939.000	84,628
藤岡市	21,886.000					13,407.000	35,293
富岡市	10,163.000					15,551.000	25,714
安中市	22,051.000					9,428.000	31,479
多野郡	8,113.000					8,531.000	16,644
吾妻郡	27,645.000					7,316.000	35,006
利根郡						23,303.000	23,303
佐波郡	8,303.000					6,976.000	15,279
邑楽郡	27,410.000					20,995.000	48,405
県計	387,629.998	60,465.000	31,499.000	35,545.000		218,731.000	733,869.998
得票率(%)	52.82	8.24	4.84	4.29		29.31	

④ 年齢別当選者数調べ

年齢	25歳以上	30歳以上	35歳以上	40歳以上	45歳以上	50歳以上	55歳以上	60歳以上	65歳以上	70歳以上	合計	
	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満			
人数	1	2	5	4	6	7	12	6	6	1	50	
最高年	72歳		最低年齢			28歳		平均年齢				53歳

⑤ 党派別 新現元別当選者調べ

	自由民主党	民主 党	日本共産党	公 明 党		無 所 属	合 計
新	6	2	0	1		6	1 5
現	2 5	1	1	1		6	3 4
元	1	0	0	0		0	1
計	3 2	3	1	2		1 2	5 0

第四項 平成十四年五月沼田市選挙区補欠選挙

平成十四年五月二十六日執行の群馬県議会議員補欠選挙（沼田市選挙区）は、星野已喜雄議員の沼田市長選挙立候補のための辞職による補欠選挙である。県議会議員の補欠選挙としては、平成八年の前橋市選挙区以来五年五カ月ぶり十二回目、また単独の県議補欠選挙としては平成六年の山田群選挙区の補欠選挙以来八年四ヵ月ぶり八回目の選挙となった。投票率は四六・〇六％であったが、同選挙区は、二回連続で無投票のため、平成十一年県議選市部投票率五八・五五％と比べても低い結果となった。

1 選挙区及び選挙すべき議員の数

沼田市選挙区（1人）

2 候補者に関する調べ

① 候補者に関する調べ

受理番号	氏名	住所	年齢	職業	党派	新現元別
1	金子浩隆	沼田市榛名町2850番地19	42	法人役員	無所属	新
2	井澤和男	沼田市柳町2528番地6	68	会社社長	無所属	新

② 年齢別候補者調べ

年齢	25歳以上	30歳以上	35歳以上	40歳以上	45歳以上	50歳以上	55歳以上	60歳以上	65歳以上	70歳以上	合計
	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満		
人数				1					1		2

③ 党派別 新現元別候補者調べ

	自由民主党	日本社会党	公明党	日本共産党	諸派	無所属		合計
新						2		2

現								
元								
計						2		2

3 投票に関する調べ

①投票者数調べ

区 分	男	女	計
選挙当日の有権者数(人)	17,482	19,090	36,572
投票者数(人)	7,980	8,864	16,844
棄権者数(人)	9,502	10,226	19,728
投票率(%)	45.65	46.43	46.06

4 開票に関する調べ

①候補者別得票

順位	党派別等	氏名	年齢	当落の別	得票数
1	無所属 新	金子 浩 隆	42	当	12,152
2	無所属 新	井 澤 和 男	68	落	4,357

②投票数調べ

有効投票数	16,844
無効投票数	335
投票総数	16,844
不受理持ち帰り等	0
投票者総数	16,844

第五項 平成十七年五月前橋市選挙区補欠選挙

平成十七年五月二十二日執行の群馬県議会議員補欠選挙（前橋市選挙区）は、高木政夫議員が平成十六年一月に前橋市長選挙に立候補するため辞職したこと及び小島明人議員が平成十七年四月六日に急逝されたことにより、前橋市選挙区（定数八人）における欠員の数が二人になったことに伴う選挙であり、県議会議員の補欠選挙としては、平成十四年の沼田市選挙区以来三年ぶり十三回目、また単独の県議補欠選挙としても平成十四年の沼田市選挙区の補欠選挙以来九回目の選挙となった。投票率は二六・二一％と、前回の県議会議員選挙（五二・六一％）より二六・四ポイントの低下という結果になった。

1 選挙区及び選挙すべき議員の数

前橋市選挙区（2人）

2 候補者に関する調べ

受理番号	氏名	住所	年齢	職業	党	新現元別
1	蓮 沼 隆	前橋市粕川町新屋 540 番地 1	49	政党役員	日本共産党	新
2	亀 田 好 子	前橋市五代町 1245 番地 4	49	社会福祉施設施設長	民主 党	新
3	岩 上 憲 司	前橋市二之宮町 1722 番地 サイト-ハイツ 103 号	32	会社役員	自由民主党	新
4	中 島 資 浩	前橋市江田町 123 番地 5	34	無 職	無 所 属	新

3 投票に関する調べ

①投票者数調べ

区 分	男	女	計
選挙当日の有権者数（人）	107,929	116,056	223,985
投票者数（人）	28,815	29,889	58,704
棄権者数（人）	79,114	86,167	165,281

投票率 (%)	26.70	25.75	26.21
---------	-------	-------	-------

4 開票に関する調べ

① 候補者別得票数及び当選人

順位	党派別等	氏名	年齢	当落の別	得票数
1	自由民主党 新	岩上憲司	32	当	22,389
2	無所属 新	中島資浩	34	当	15,925
3	民主党 新	亀田好子	49	落	12,719
4	日本共産党 新	蓮沼隆	49	落	6,734

② 投票数及び無効投票数調べ

有効投票数	57,767
無効投票数	936
投票総数	58,703
不受理持ち帰り等	1
投票者総数	58,704

第六項 平成十八年四月富岡市選挙区補欠選挙

平成十八年四月二十三日執行の群馬県議会議員補欠選挙（富岡市選挙区）は、岩井賢太郎議員が平成十八年三月二十日に富岡市長選挙に立候補するため辞職したことによる選挙である。県議会議員の補欠選挙としては、平成十七年の前橋市選挙区以来十一月ぶり十四回目の選挙となった。富岡市長選挙も同日に行われたこともあり、投票率は七四・一八％という投票率を記録した。

1 選挙区及び選挙すべき議員の数

富岡市選挙区（2人）

2 候補者に関する調べ

①候補者に関する調べ

受理番号	氏名	住所	年齢	職業	党派	新現元別
1	長 沼 今朝男	富岡市内匠 701 番地 2	5 9	会社社長	無所属	新
2	石 松 忠 明	富岡市宇田 508 番地	5 6	会社役員	無所属	新
3	今 井 哲	富岡市黒川 1145 番地 4	3 7	会社役員	無所属	新
4	内 田 栄 次	富岡市田篠 1395 番地 2	6 4	会社役員	無所属	新
5	新 井 義 宏	富岡市富岡 6631 番地 1	6 0	会社役員	無所属	新

②年齢別候補者調べ

年齢	2 5 歳以上	3 0 歳以上	3 5 歳以上	4 0 歳以上	4 5 歳以上	5 0 歳以上	5 5 歳以上	6 0 歳以上	6 5 歳以上	7 0 歳以上	合計
	3 0 歳未満	3 5 歳未満	4 0 歳未満	4 5 歳未満	5 0 歳未満	5 5 歳未満	6 0 歳未満	6 5 歳未満	7 0 歳未満		
人数			1				2	2			5

③党派別 新現元別候補者調べ

	自由民主党	日本社会党	公明党	日本共産党	諸派	無所属		合計
新						5		5
現								
元								
計						5		5

3 投票に関する調べ

①投票者数調べ

区 分	男	女	計
選挙当日の有権者数(人)	18,922	20,162	39,084
投票者数(人)	13,741	15,250	28,991
棄権者数(人)	5,181	4,912	10,093
投票率(%)	72.62	75.64	74.18

4 開票に関する調べ

①候補者別得票数及び当選人

順位	党派別等	氏名	年齢	当落の別	得票数
1	無所属 新	今井 哲	37	当	9,364
2	無所属 新	新井 義宏	60	落	7,908
3	無所属 新	長沼 今朝男	59	落	5,591
4	無所属 新	内田 栄次	57	落	3,346
5	無所属 新	石松 忠明	56	落	1,356

②投票数及び無効投票数調べ

有効投票数	27,565
無効投票数	1,426
投票総数	28,991
不受理持ち帰り等	0
投票者総数	28,991

第七項 平成十八年五月山田郡選挙区補欠選挙

平成十八年五月二十一日執行の群馬県議会議員補欠選挙（山田郡選挙区）は、石原条議員が平成十八年三月三十一日にみどり市長選挙に立候補するため辞職したことによる選挙である。県議会議員の補欠選挙としては、平成十八年の富岡市選挙区から一ヵ月ぶり十五回目の選挙、また、単独の県議補欠選挙としても平成十七年の前橋市選挙区の補欠選挙以来十回目の選挙となった。

立候補届出が一人のため無投票となった。

1 選挙区及び選挙すべき議員の数

山田郡選挙区（1人）

2 候補者に関する調べ

受理番号	氏名	住所	年齢	職業	党派	新現元別
1 無投票	須藤 日米代	みどり市大間々町大間々甲 303 番地	54	会社役員	無所属	新

第八項 平成二十一年一月前橋市選挙区補欠選挙

平成二十一年一月二十五日執行の群馬県議会議員補欠選挙（前橋市選挙区）は、金子泰造議員が平成二十年一月に前橋市長選挙に立候補するため辞職したこと及び金子一郎議員が平成二十年十二月四日に急逝されたことにより、前橋市・勢多郡選挙区（定数八人）における欠員の数が二人になったことに伴う選挙であり、県議会議員の補欠選挙としては、平成十八年の山田郡選挙区以来十六回目、また単独の県議補欠選挙としては平成十八年山田郡選挙区の補欠選挙以来十一回目の選挙となった。投票率は十七年の前橋市選挙区補欠選挙を上回る三三・二八%となった。

1 選挙区及び選挙すべき議員の数

前橋市選挙区（2人）

2 候補者に関する調べ

受理番号	氏名	住所	年齢	職業	党	新現元別
1	亀田好子	前橋市五代町1245番地4	53	障害福祉サービス事業所所長	無所属	新
2	後藤新	前橋市箱田町86番地1	48	無職	無所属	新
3	店橋世津子	前橋市箱田町271番地	47	政党職員	日本共産党	新
4	桑原功	前橋市日吉町四丁目15番地7	63	団体役員	無所属	元
5	山本龍	前橋市大手町二丁目7番4-201号サンデュエル前橋大手町	49	会社役員	自由民主党	元

3 投票に関する調べ

①投票者数調べ

区分	男	女	計
選挙当日の有権者数（人）	133,088	142,208	275,296
投票者数（人）	45,311	46,309	91,620

棄権者数(人)	87,777	95,899	183,676
投票率(%)	34.05	32.56	33.28

4 開票に関する調べ

①候補者別得票数及び当選人

順位	党派別等	氏名	年齢	当落の別	得票数
1	自由民主党 元	山本 龍	49	当	30,054
2	無所属 新	後藤 新	48	当	22,689
3	無所属 元	桑原 功	63	落	16,712
4	無所属 新	亀田 好子	53	落	10,710
5	日本共産党 新	店橋 世津子	47	落	10,223

②投票数及び無効投票数調べ

有効投票数	90,388
無効投票数	1,232
投票総数	91,620
不受理持ち帰り等	0
投票者総数	91,620